

# 第3次さくら市地域福祉計画

【令和4年度～令和9年度】

素案

【令和4年1月時点】

さくら市



# 目次

## 第1部 総論

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>2</b>
1 計画策定の背景と趣旨 .....	2
2 「第3次さくら市地域福祉計画」の位置づけ .....	6
3 計画期間 .....	7
4 計画の策定 .....	8
5 地域の捉え方 .....	9
<b>第2章 地域福祉を取り巻く現況と課題</b> .....	<b>10</b>
1 さくら市の現状 .....	10
2 市民の福祉意識の状況 .....	20
3 福祉関係団体の活動状況 .....	35
4 第2次計画の取組状況 .....	40
5 地域福祉を取り巻く課題のまとめ .....	44
<b>第3章 計画の考え方</b> .....	<b>46</b>
1 計画の基本理念 .....	46
2 計画の基本目標 .....	47
3 施策の体系 .....	48

## 第2部 各論

<b>第1章 基本目標の実現に向けた施策の展開</b> .....	<b>50</b>
基本目標1 市民がつくる福祉のまち .....	50
基本目標2 誰もが支援を受けられるまち .....	54
基本目標3 地域で支え合うまち .....	58
基本目標4 暮らしに安心を感じられるまち .....	62

## 第2章 計画の実現に向けて .....68

- 1 地域福祉の担い手 ..... 68
- 2 推進体制 ..... 70

## 第3章 さくら市成年後見制度利用促進基本計画.....71

- 1 計画策定の背景 ..... 71
- 2 計画の位置づけ ..... 71
- 3 計画期間 ..... 71
- 4 計画の策定..... 71
- 5 成年後見制度を取り巻く状況 ..... 72
- 6 施策の展開..... 73
- 7 計画の進行管理 ..... 74

## 資料編

- 1 さくら市地域福祉計画策定委員会設置要綱 ..... 76
- 2 第3次さくら市地域福祉計画策定委員名簿 ..... 78
- 3 第3次さくら市地域福祉計画策定委員会幹事会 ..... 79
- 4 第3次さくら市地域福祉計画 策定経過..... 80
- 5 さくら市の相談支援機関一覧 ..... 81
- 6 用語説明 ..... 82

# 第1部 総論

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

### (1) 地域福祉・地域福祉計画とは

誰もが、住み慣れた地域で、安心して暮らしを続けられるようにするために、住民と福祉関係の事業者・団体、行政が、力を合わせて地域社会の福祉課題の解決に取り組む仕組みが地域福祉です。また、その仕組みを具体的な形にまとめたものが地域福祉計画で、以下のとおり、社会福祉法第107条に「市町村地域福祉計画」を策定するよう努めることと規定されています。

#### 【社会福祉法（抜粋）】

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

ここで規定されているとおり、地域福祉計画は市町村が定める計画ですが、その策定や変更にあたっては、住民や福祉団体等の意見を踏まえること、またその内容には、地域福祉を推進するための基礎的な事項を含めることが求められています。

地域福祉に関しては、社会福祉協議会が主体となって策定する「地域福祉活動計画」もあります。地域福祉計画が「地域福祉の基盤となる仕組みを計画すること」に主眼があるのに対し、地域福祉活動計画は「地域における福祉活動を具体的に定めること」を中心的な目的としています。従って、地域福祉を総合的に推進するためには、地域福祉計画と地域福祉活動計画は、それぞれ単独ではなく、連携しながら展開されていくことが大切になります。

なお、さくら市の地域福祉活動計画は、さくら市社会福祉協議会が主体となって「さくら市地域福祉市民活動計画」として策定しています。

## (2) 計画策定の背景

少子高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルや価値観の多様化等、社会構造の変化により、地域の人と人のつながりの希薄化が進むとともに、家庭や地域における扶助機能が低下する等、地域や家族を取り巻く環境が大きく変化しています。

高齢者世帯の増加や地域福祉の担い手の減少、経済的困窮、社会的孤立といった新たな社会問題が生じている一方で、高齢者や障がい者、子育て世帯をはじめとする地域のニーズが複雑化・複合化しており、公的な福祉サービスだけでは対応が極めて難しい状況となっていることから、地域における住民相互の助け合いや支え合いがますます重要な課題となっています。

国ではこうした社会情勢の変化に対応するため、平成30年4月1日に施行された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）」において、社会福祉法を一部改正し、厚生労働省告示「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の中で、市町村地域福祉計画策定についてのガイドラインが示されました。ガイドラインでは、今後の市町村地域福祉計画を、健康・福祉部門の「上位計画」として位置づけるとともに、健康・福祉部門の各種個別計画との調和を図り、かつ、福祉・保健・医療部門と、労働、教育、住まい及び地域再生に関する部門との連携を確保して策定する必要があるとしています。

さらに、令和3年4月1日に施行された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）」における社会福祉法の改正では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築を支援するための新たな事業として、「重層的支援体制整備事業」が令和3年度より新たに創設され、その財政支援等についても規定されました。

また、新型コロナウイルスの感染拡大という事態は、人との接触を極力控えることになり、感染予防と経済活動の両立といったこれまでにない困難な状況に陥りました。地域福祉活動においても、今までのように集いふれあう支援の実施は縮小せざるを得ず、経済的困窮や差別、社会的孤立等の従来の問題を加速度的に進行させています。今後は、人との関わり方や地域福祉活動の方法について、感染対策に十分配慮した行動が求められます。

このように生活課題や社会的問題の増加が予測される中、加えて多発する自然災害の発生等も踏まえ、関係機関・団体の協力・連携のもと、災害発生時を見据えた日常的な地域のかつなりの強化や支え合いの仕組みづくりにおいても考えていく必要があります。

## (3) 計画策定の趣旨

さくら市では、「市民自らが共に手を取り、共に生きるまちづくり」を基本理念とした「第2次さくら市地域福祉計画」を平成29年3月に策定し、地域住民が互いに支え合い、暮らしに温かさを感じられるまちを目指し、施策を推進してきましたが、令和3年度をもって計画期間が満了となることから、引き続き、地域福祉の更なる推進を図るとともに、人と人、人と社会がつながり支え合う社会（地域共生社会）の実現を目指すため、社会福祉法等の改正趣旨や新たな課題を鑑み、「第3次さくら市地域福祉計画」を策定することとしました。

## ①地域福祉の推進

誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができ、また、複雑化・複合化している地域のニーズに対応できるよう、市民・地域・行政・事業所等が協働し支え合う「地域福祉の推進」が必要となります。

地域福祉を推進するためには、自分や家族の力で解決を図る「自助」、友人や隣近所、ボランティア等が地域の中で協力して解決し合う「互助」、介護保険に代表される社会保険制度及びサービスである「共助」、そして行政や公的機関の福祉サービスでの解決「公助」の4つを組み合わせた視点が重要となります。

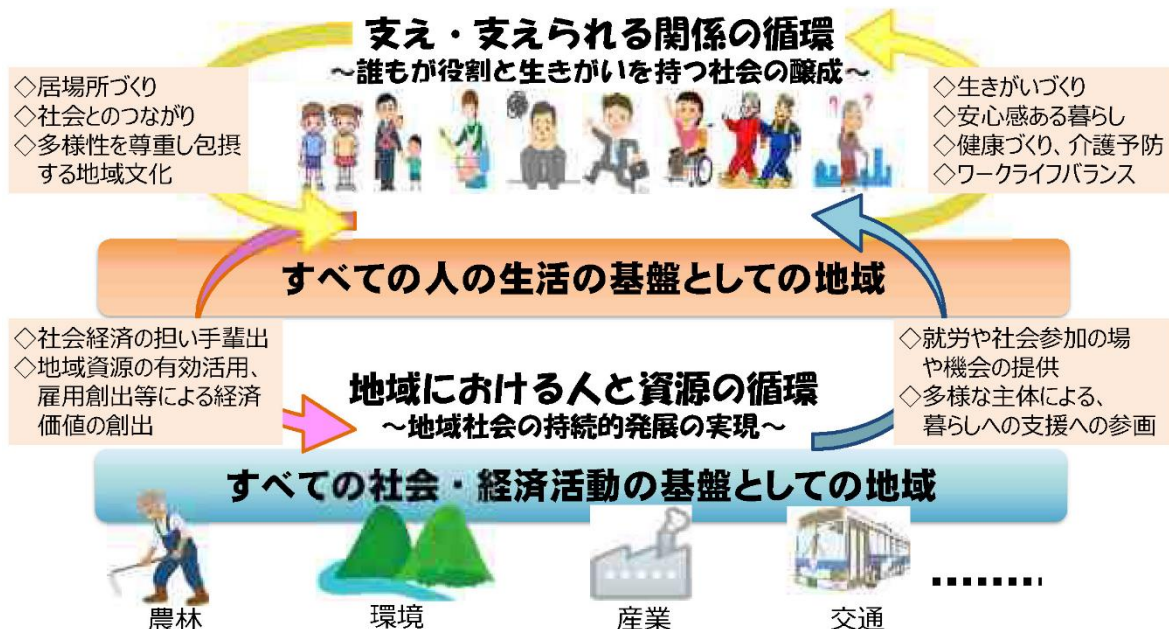
## ②地域共生社会の実現

### 地域共生社会とは

高齢者・障がい者・子ども等すべての人々が、「支える側」「支えられる側」という一方の関係ではなく、誰もが支え・支えられるものであるという考え方のもと、それぞれ役割を持ち、地域の資源や人の多様性を活かしながら、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をいいます。

つまり、これまでの高齢者福祉、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援等の制度・分野ごとの「縦割り」による支援ではなく、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源がつながり支え合う社会を創っていくことが、地域共生社会において重要となります。

### 【地域共生社会のイメージ】



※資料：厚生労働省資料より



高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立等の影響により、人々が暮らしていくうえでの課題は、様々な分野の課題が絡み合い、福祉ニーズも多様化・複雑化しています。また、地域・家庭・職場といった生活の様々な場において、支え合いの基盤が弱まってきており、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、あるいは、適切な支援に結びつかないこと等により、課題が深刻化しているケースが増えています。

このような暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえ、地域のすべての人が「我が事」として捉え、世代や分野を超えて「丸ごと」つながり、地域の課題を解決していくことが、地域共生社会の実現に向けた基本となります。そのため、地域で活動するすべての人が役割を持ち、お互いに支え合い、助け合うとともに、福祉の領域だけでなく、分野を超えて支え合いの関係を構築することが、今後より一層重要となってきます。

## 2 「第3次さくら市地域福祉計画」の位置づけ

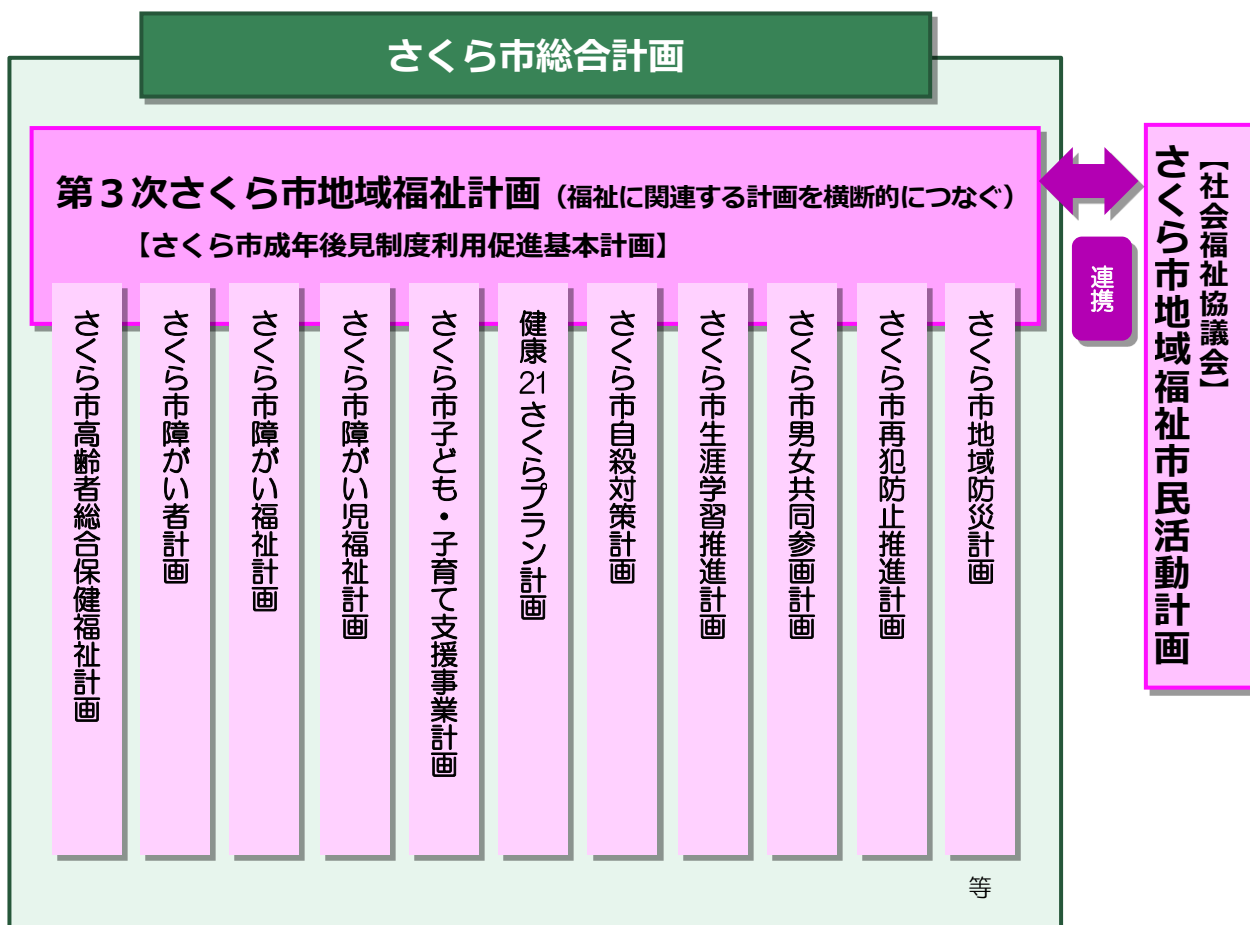
地域福祉計画は、地域における福祉施策を総合的に推進していくための計画であり、平成30年4月の社会福祉法の改正にて、健康・福祉部門の上位計画として位置付けられました。

第3次さくら市地域福祉計画は、さくら市の最上位計画である「第2次さくら市総合計画後期基本計画」の個別計画として、同計画に示されたまちづくりの方向性「まちづくりの基本は人」、「生き生きと生活を楽しむまちづくり」、「活力と魅力にあふれるまちづくり」の具体化を図るとともに、福祉に関係するさくら市の個別計画の上位計画として、各計画を横断的につなぎ、整合性や連携を図りながら、地域福祉の充実を図ります。

また、さくら市地域福祉市民活動計画とも連携し、さくら市における地域福祉活動の総合的な推進を図っていきます。

なお、第3次さくら市地域福祉計画に「さくら市成年後見制度利用促進基本計画」を包含して策定します。

【計画の位置付け】



### 3 計画期間

第2次さくら市地域福祉計画は、平成29年度から令和3年度までの5か年を計画期間として策定しました。第3次さくら市地域福祉計画は、次期計画策定時にこれまで別々に策定していたさくら市地域福祉市民活動計画と一体の計画として策定することを目的に、令和4年度から令和9年度までの6か年を計画期間とします。

なお、社会情勢やさくら市の状況の変化等を考慮し、計画期間中においても必要に応じ見直しを行うこととします。

#### 【計画期間】

主な関連計画	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
さくら市総合計画	第2次基本構想(10年)・後期基本計画(5年)							
さくら市地域福祉計画	第2次		第3次					
さくら市地域福祉市民活動計画	第2次			第3次				
さくら市高齢者総合保健福祉計画		第8期						
さくら市障がい者計画		第4期						
さくら市障がい福祉計画		第6期						
さくら市障がい児福祉計画		第2期						
さくら市子ども・子育て支援事業計画	第2期							
健康21さくらプラン計画	第2期							
さくら市自殺対策計画								
さくら市生涯学習推進計画	第二次基本構想							
さくら市男女共同参画計画	第4次							
さくら市再犯防止推進計画								
さくら市地域防災計画								

## 4 計画の策定

---

### (1) 計画の策定体制

第3次さくら市地域福祉計画の策定にあたり、以下の委員会及び幹事会を設置し、計画の検討を行いました。

#### ① さくら市地域福祉計画策定委員会

関係団体代表者、保健及び福祉関係者、市民代表者、行政関係者による委員会を設置し、計画内容の検討を行いました。

#### ② さくら市地域福祉計画策定委員会幹事会

関係団体、地域福祉に係る庁内関係各課等による幹事会を設置し、計画内容の検討を行いました。

### (2) 計画の策定方法

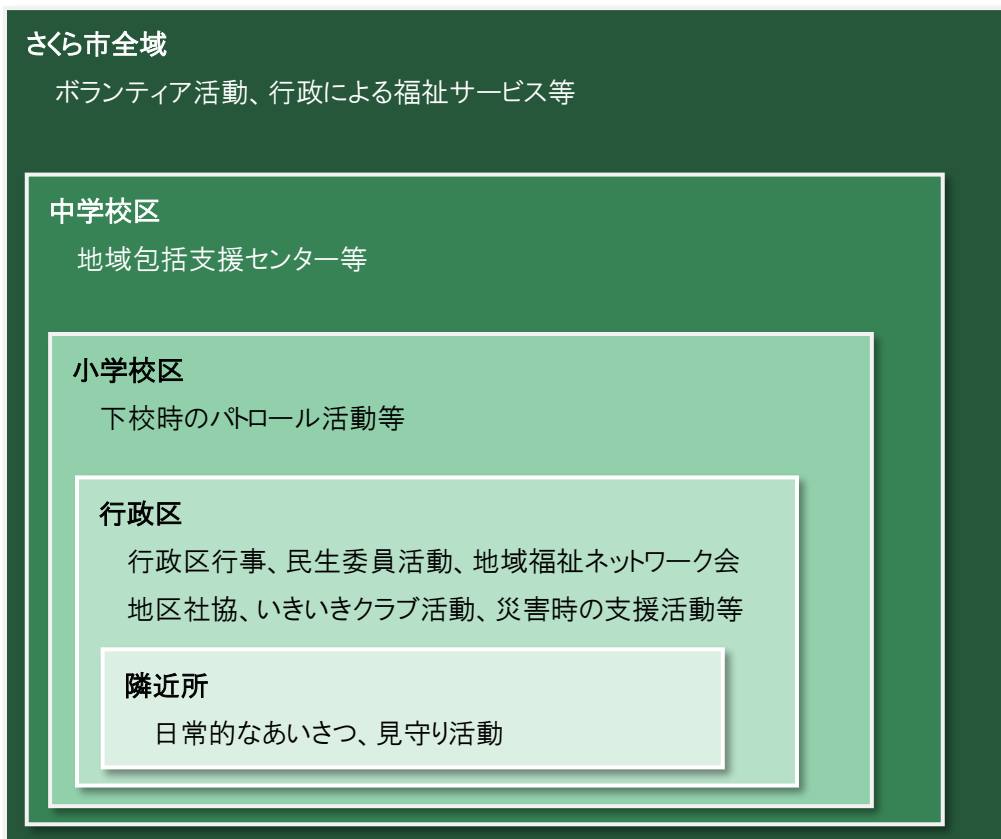
計画策定にあたり、市民の福祉意識や地域の課題、今後の福祉施策に対する要望等を把握するために、「さくら市の地域福祉に関する意識調査（郵送調査及びインターネット調査）」を実施し、集計結果からさくら市の課題を抽出しました。

また、計画案についての市民の意見をうかがうためにパブリックコメントを実施し、寄せられたご意見を適宜計画へ反映させました。

## 5 地域の捉え方

福祉活動は、身近な地域で行われるものから、さくら市全域を対象として行われるものまで、それぞれの活動に見合う適切な範囲で行われています。さくら市地域福祉計画では、市域を以下のように段階的に捉え、段階に応じて地域福祉活動の主体や活動の内容を整理し、より効果的な福祉活動の推進に努めます。

### 【圏域のイメージ】



## 第2章 地域福祉を取り巻く現況と課題

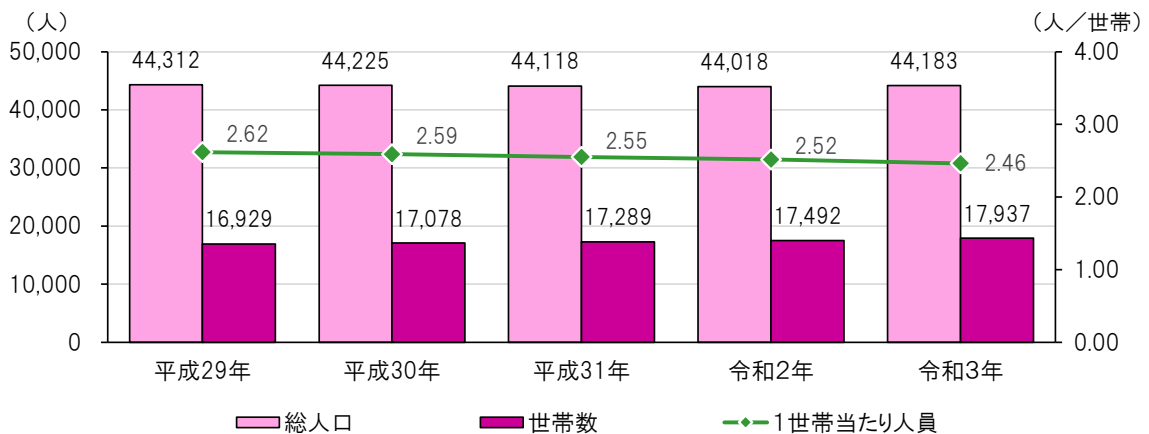
### 1 さくら市の現状

#### (1) 人口と世帯数等の推移

国や県の人口が減少傾向の中、さくら市については、増減はあるもののおおむね横ばいで推移し、令和3年の総人口は、44,183人となっています。一方、この間の世帯数は増加しているため、世帯あたりの人員は減少が続き、令和3年には平成29年から0.16人減の2.46人となっています。

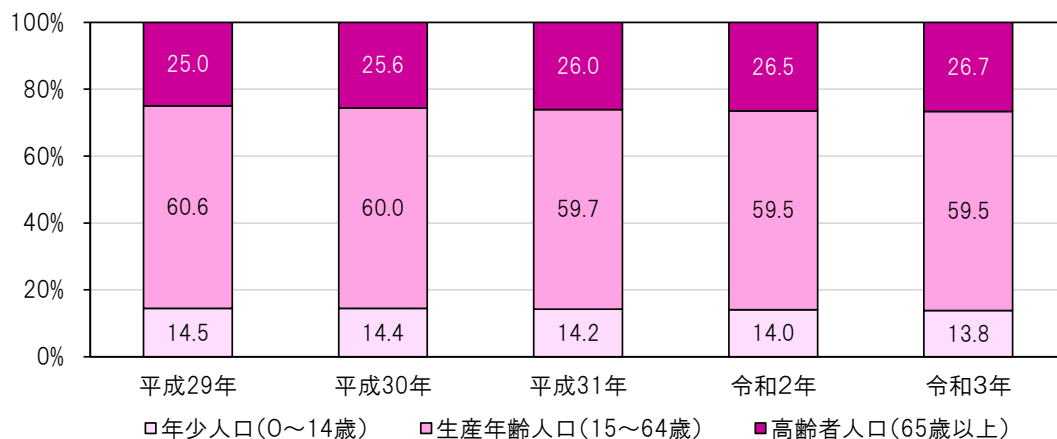
年齢3区分別に見ると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）の比率が減少する中、高齢者人口（65歳以上）の構成比（高齢化率）は上昇が続き、高齢化が進行しています。

#### ■総人口、世帯数、世帯あたり人員の推移



資料：住民基本台帳(各年4月1日時点)

#### ■年齢3区分別人口構成比の推移

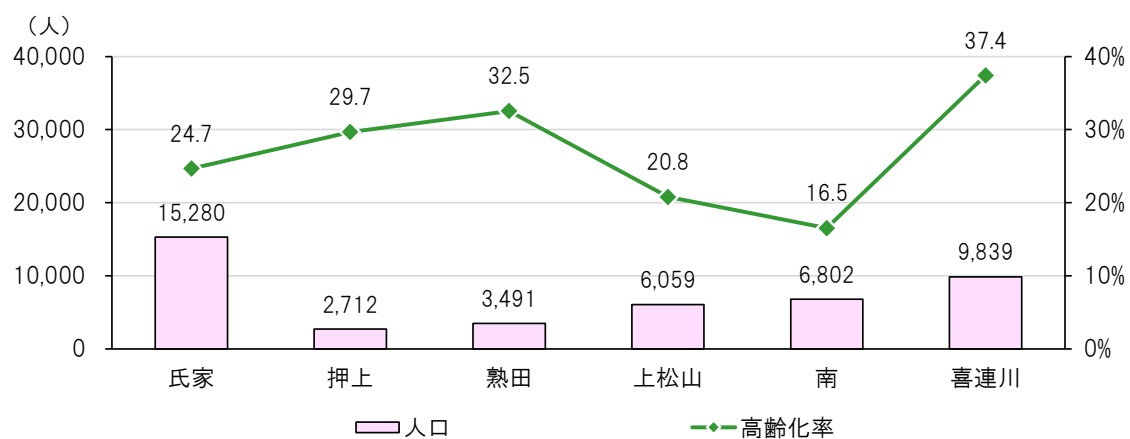


資料：住民基本台帳(各年4月1日時点)

地区別（小学校区別）に見ると、人口は令和3年4月1日時点で氏家小学校区が15,280人で最も多く、次いで喜連川小学校区が9,839人、南小学校区が6,802人となっています。なお、押上小学校区は2,712人で人口が最も少ない地区となっています。

また、高齢化率は喜連川小学校区が37.4%で最も高く、次いで熟田小学校区が32.5%、押上小学校区が29.7%となっています。

■地区別（小学校区別）人口



資料：住民基本台帳(令和3年4月1日時点)

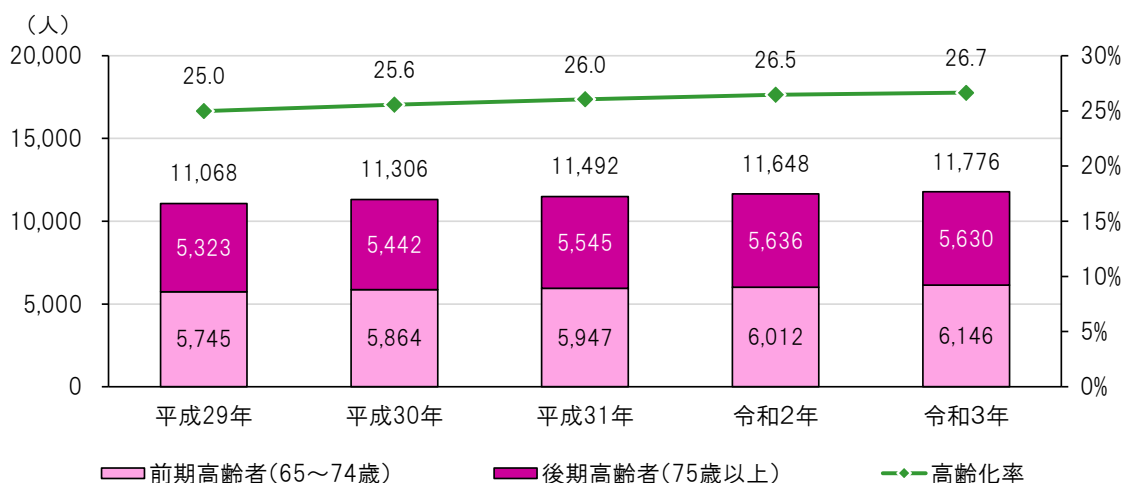
## (2) 高齢者数等の推移

### ① 高齢者・高齢者世帯

高齢者数は、平成29年の11,068人から令和3年の11,776人へと708人増加しており、内訳を見ると、前期高齢者（65～74歳）は6,146人（401人増）、後期高齢者（75歳以上）は5,630人（307人増）となっています。高齢化率も25.0%から26.7%へと1.7ポイント上昇しています。

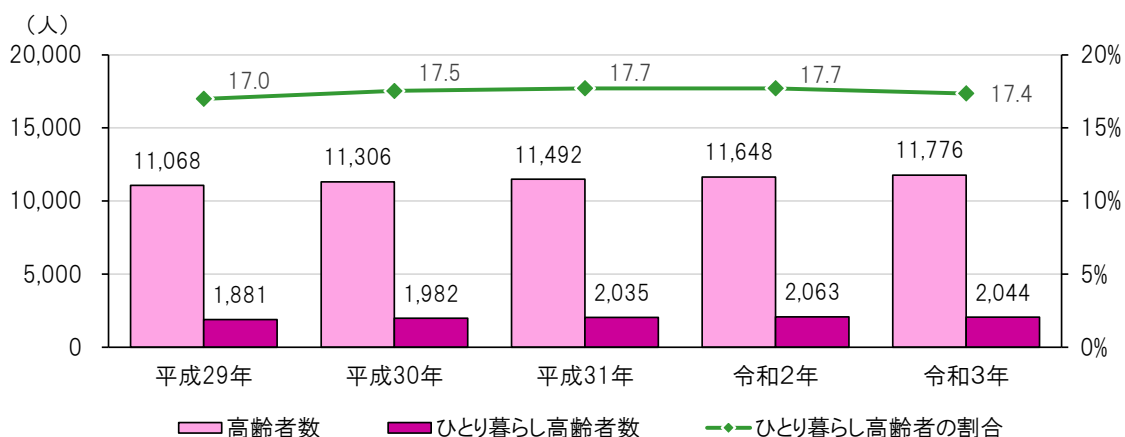
ひとり暮らし高齢者数は、平成29年の1,881人から令和3年の2,044人へと163人増加し、高齢者に占める割合も17.0%から17.4%へと0.4ポイント上昇しています。

#### ■ 高齢者数・高齢化率の推移



資料：住民基本台帳(各年4月1日時点)

#### ■ ひとり暮らし高齢者の推移



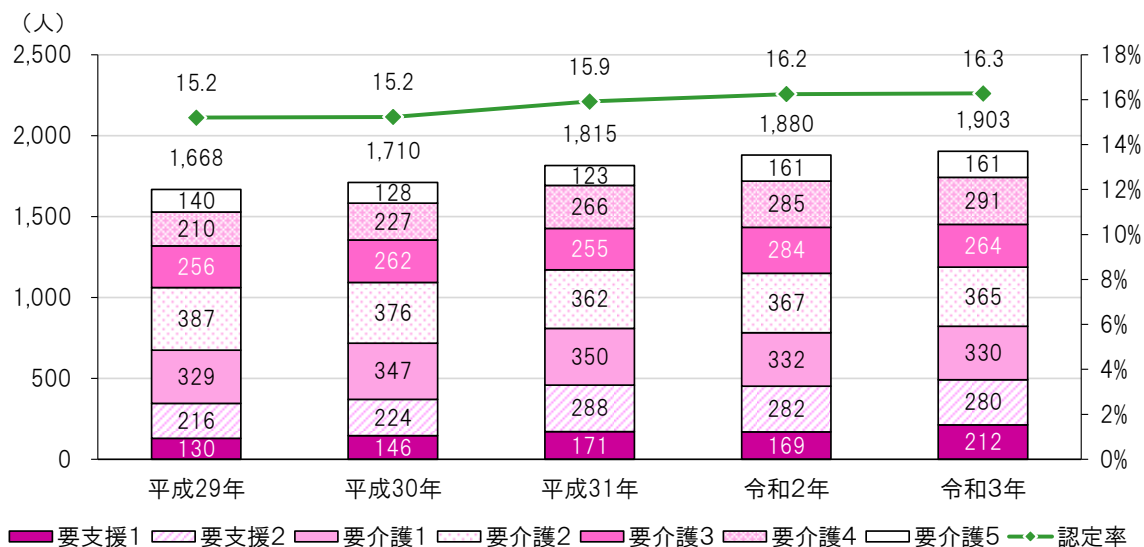
資料：住民基本台帳(各年4月1日時点)



## ②要介護等の認定状況の推移

要支援・要介護の認定者数は増加傾向にあり、平成29年の1,668人から令和3年には1,903人へと235人増加しています。高齢者人口の増加に加え、高齢者人口に占める要介護等の認定者の割合（認定率）の上昇が増加の要因となっています。介護度の比較的重い要介護3～5の認定者に占める割合は、平成29年の36.3%から令和3年には37.6%へと1.3ポイント増加しています。

### ■要支援・要介護認定者数及び認定率の推移



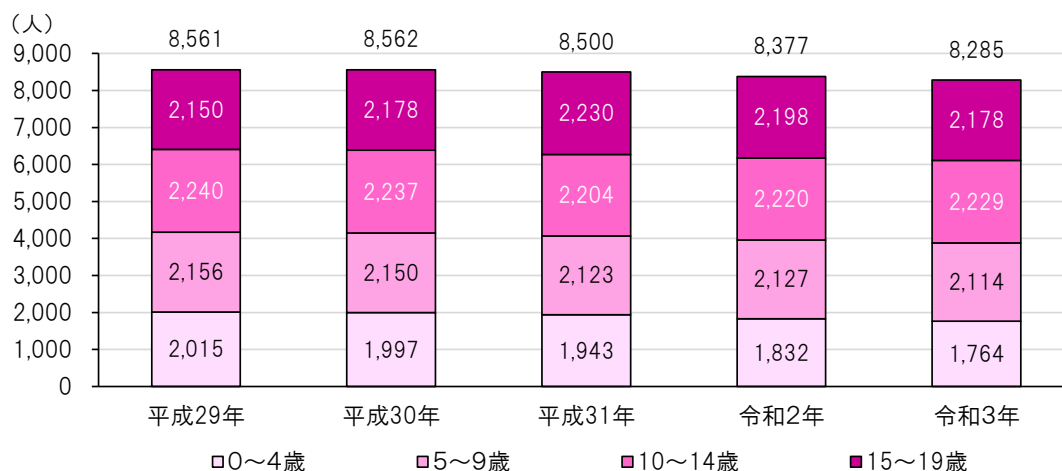
資料：介護保険事業状況報告（各年3月末時点）

### (3) 未成年者数等の推移

未成年者の総数は減少傾向にあり、平成29年の8,561人から令和3年には8,285人へと276人減少しています。この減少は特に0～4歳で大きく、平成29年から令和3年にかけて251人減少しています。

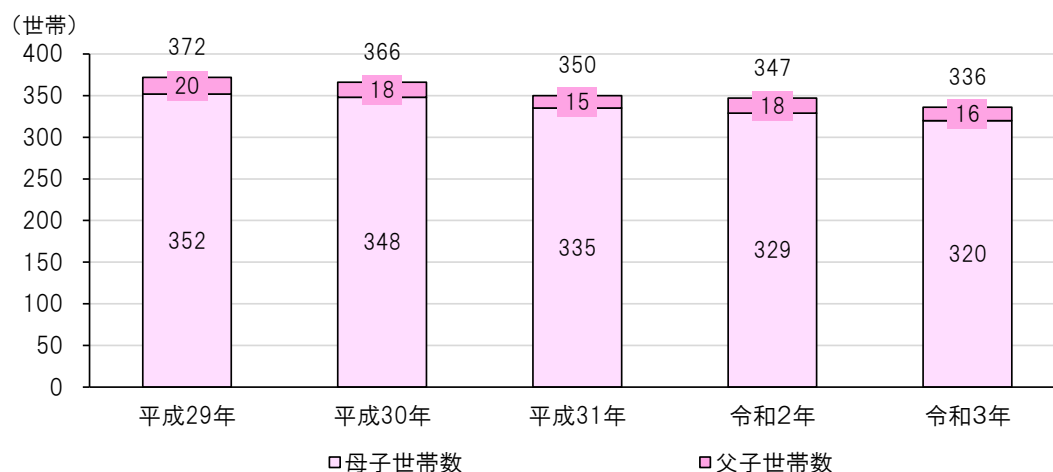
ひとり親世帯の総数は減少傾向にあり、平成29年の372世帯から令和3年には336世帯へと36世帯減少しました。令和3年のひとり親世帯の内訳を見ると、母子世帯数が320世帯、父子世帯数が16世帯となっています。

#### ■ 未成年者数の推移



資料：住民基本台帳(各年4月1日時点)

#### ■ ひとり親世帯数の推移



資料：こども政策課(各年4月1日時点)

## (4) 障がい者（児）等の推移

### ① 身体障がい者（児）

身体障害者手帳所持者数は、増減はあるものの、おおむね横ばいで推移しており、令和3年では1,404人となっています。年齢別に見ると、65歳以上の方が平成31年以降増加傾向にあり、令和3年には1,001人となっています。

令和3年4月1日時点での手帳の等級別では、4級が28.4%と最も多く、障がい別では肢体不自由が52.5%を占めています。

#### ■ 身体障害者手帳所持者数の推移

区 分		平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和2年	令和3年
手帳所持者数	人	1,422	1,410	1,390	1,409	1,404
18歳未満	人	17	15	17	13	13
18～64歳	人	418	422	412	403	390
65歳以上	人	987	973	961	993	1,001
総人口	人	44,312	44,225	44,118	44,018	44,183
対人口比	%	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2

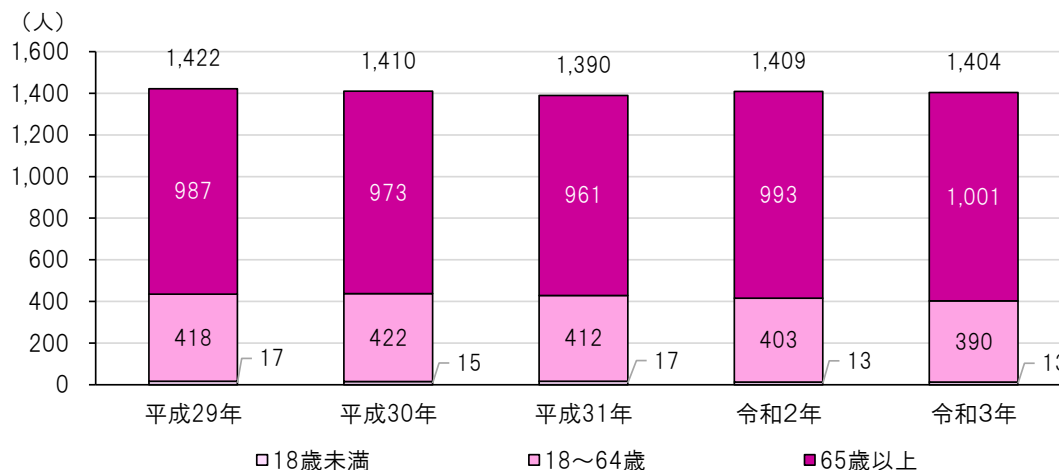
資料：福祉課（各年4月1日時点）

#### ■ 等級別身体障害者手帳所持者数

区 分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚	人	25	19	3	7	8	4	66
聴覚・平衡	人	0	44	15	54	0	30	143
音声・言語・そしゃく	人	0	0	7	8	0	0	15
肢体不自由	人	81	145	139	219	103	50	737
内部	人	236	1	36	108	0	0	381
複合	人	37	14	7	3	1	0	62
合計	人	379	223	207	399	112	84	1,404
構成比	%	27.0	15.9	14.7	28.4	8.0	6.0	100.0

資料：福祉課（令和3年4月1日時点）

#### ■ 年齢区分別身体障害者手帳所持者数の推移



## ②知的障がい者（児）

療育手帳所持者数は増加傾向にあり、令和3年には378人で平成29年の332人から46人の増加となっています。

令和3年4月1日時点での手帳の程度別では、B2（軽度）が35.7%で最も多く、B1（中度）が28.0%、A2（重度）が24.3%となっています。

### ■療育手帳所持者数の推移

区 分		平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和2年	令和3年
手帳所持者数	人	332	347	362	378	378
18歳未満	人	93	91	96	100	98
18～64歳	人	211	229	237	247	253
65歳以上	人	28	27	29	31	27
総人口	人	44,312	44,225	44,118	44,018	44,183
対人口比	%	0.75	0.78	0.82	0.86	0.86

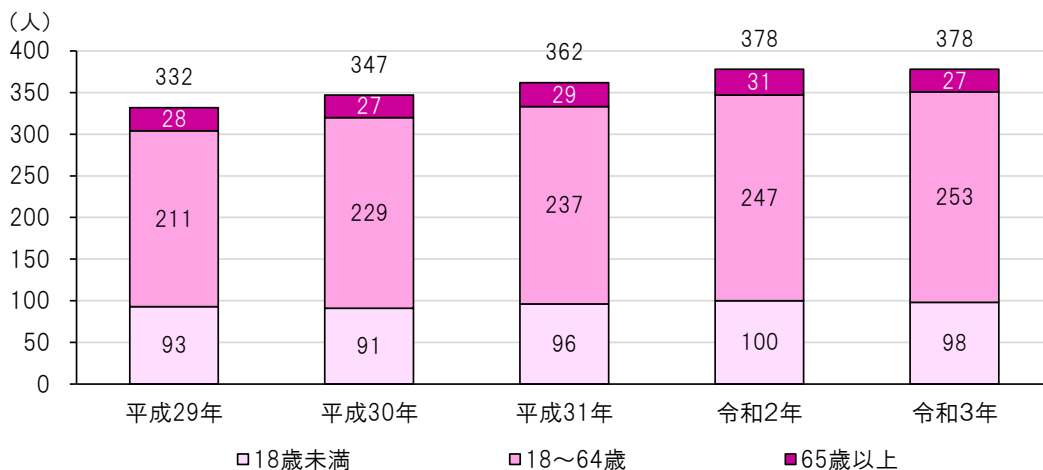
資料：福祉課（各年4月1日時点）

### ■程度別療育手帳所持者数

区 分		A1 （最重度）	A2 （重度）	B1 （中度）	B2 （軽度）	合計
手帳所持者数	人	45	92	106	135	378
18歳未満	人	7	20	11	60	98
18～64歳	人	36	59	85	73	253
65歳以上	人	2	13	10	2	27
構成比	%	11.9	24.3	28.0	35.7	100.0

資料：福祉課（令和3年4月1日時点）

### ■年齢区分別療育手帳所持者数の推移



### ③精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、令和3年には271人で平成29年の184人から87人の増加となっています。また、令和3年4月1日時点での手帳の等級別では、2級が156人で57.6%を占めています。

自立支援医療（精神通院）受給者数も増加傾向にあり、令和3年には500人で平成29年の408人から92人の増加となっています。

#### ■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

区 分		平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和2年	令和3年
手帳所持者数	人	184	205	213	253	271
1級	人	44	54	54	68	68
2級	人	105	120	128	146	156
3級	人	35	31	31	39	47
総人口	人	44,312	44,225	44,118	44,018	44,183
対人口比	%	0.42	0.46	0.48	0.57	0.61

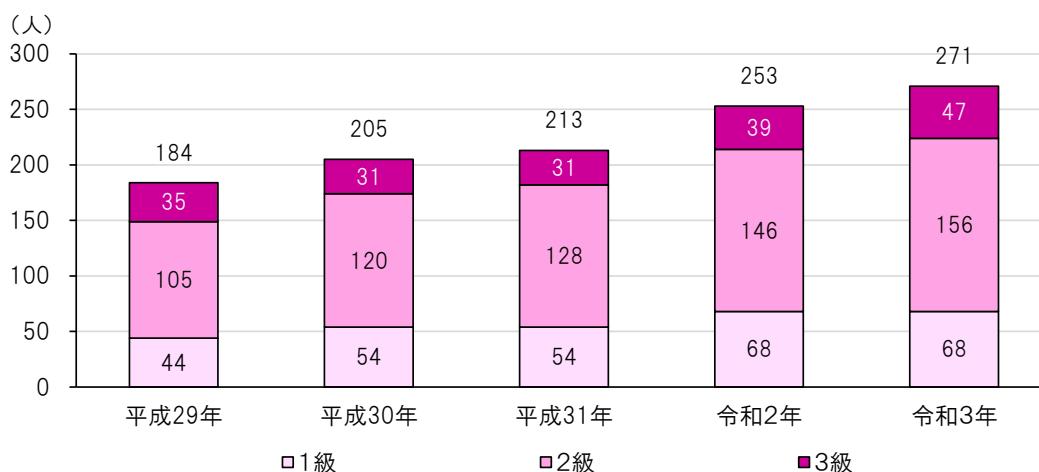
資料：福祉課（各年4月1日時点）

#### ■自立支援医療（精神通院）受給者数の推移

区 分		平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和2年	令和3年
受給者数	人	408	427	445	489	500
総人口	人	44,312	44,225	44,118	44,018	44,183
対人口比	%	0.92	0.97	1.01	1.11	1.13

資料：福祉課（各年4月1日時点）

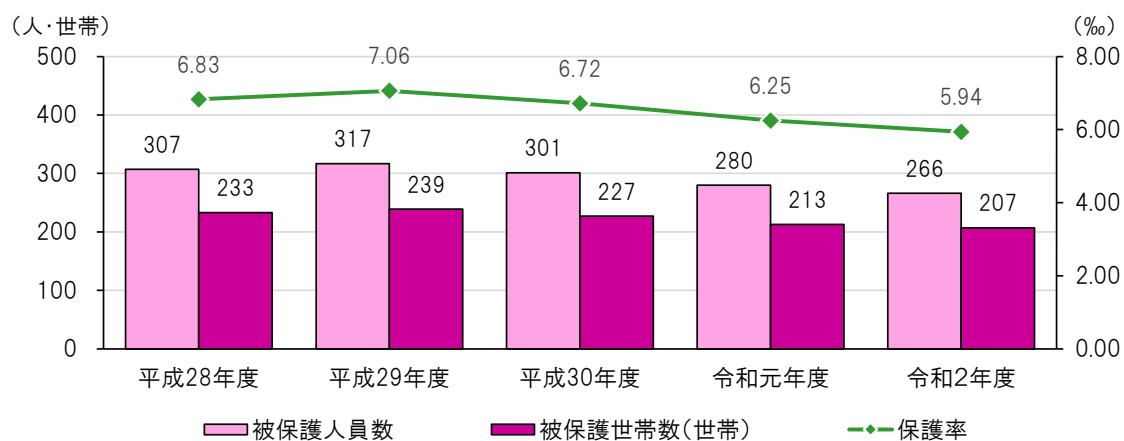
#### ■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



## (5) 被保護人員・世帯の状況の推移

被保護世帯数は、平成28年度の233世帯から令和2年度の207世帯へと26世帯減少しました。保護率については、平成28年度の6.83%から令和2年度の5.94%へと0.89ポイント減少しています。

### ■被保護人員、世帯、保護率の推移



資料：福祉課(被保護人員・世帯、保護率の「年度平均」の推移)

## (6) 生活困窮者の相談状況

令和2年度における生活困窮者からの新規相談受付件数は、65件でした。相談内容では、「収入・生活費のこと」が38件で最も多く、全体の約6割を占め、次いで「病気や健康、障害のこと」が7件で全体の約1割となっています。

年齢別では、40代が18件（27.7%）で最も多く、次いで60代以上が17件（26.2%）、30代が15件（23.1%）となっています。

### ■生活困窮者の相談状況（令和2年度）

区 分		相談件数(件)
新規相談受付件数(総数)		65
相談内容(主訴)	病気や健康、障害のこと	7
	住まいについて	4
	収入・生活費のこと	38
	家賃やローン支払いのこと	4
	税金や公共料金等の支払いについて	0
	債務について	0
	仕事探し、就職について	3
	仕事上の不安やトラブル	0
	地域との関係について	0
	家族関係・人間関係	2
	子育て・介護のこと	1
	ひきこもり・不登校	2
	DV・虐待	0
	食べるものがない	1
	その他	3
合計	65	
年齢層別	～20代	6
	30代	15
	40代	18
	50代	9
	60代～	17
	合計	65

資料：福祉課(令和2年度実績)

## 2 市民の福祉意識の状況

### (1) 意識調査の概要

第3次さくら市地域福祉計画の策定にあたり、市民の意見を反映させるために、第2次さくら市地域福祉計画策定時（平成28年）に引き続き、市民アンケートによる意識調査を行いました。

なお、調査結果について、前回調査との比較を行っていますが、前回調査との比較の無いものは今回調査における新規項目となります。

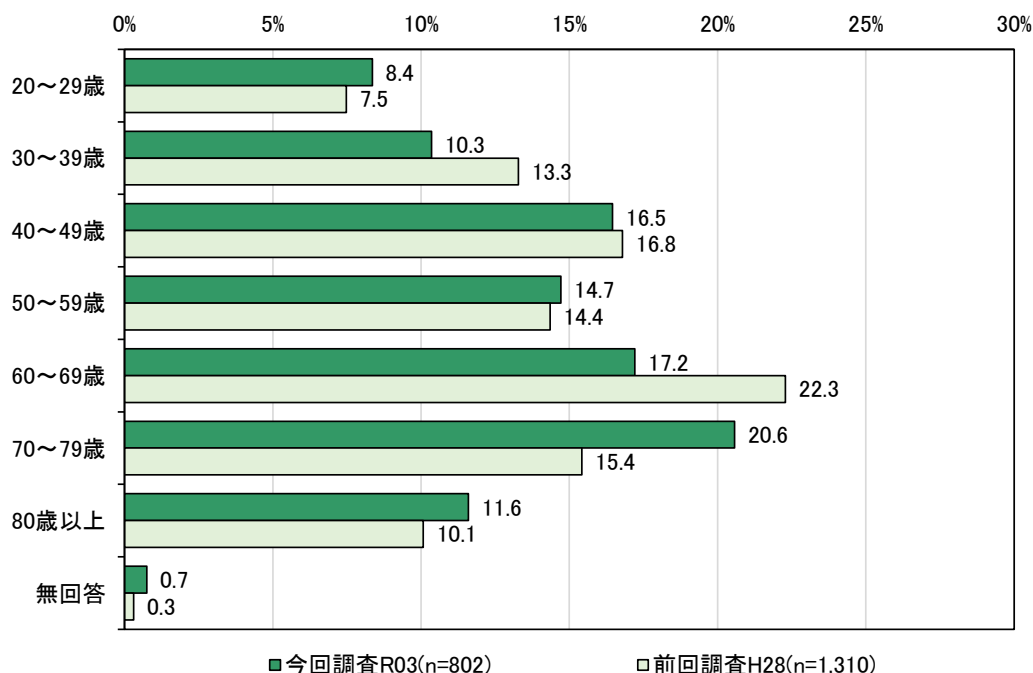
名称	さくら市の地域福祉に関する意識調査
調査地域	さくら市全域
調査対象	さくら市在住の20歳以上の市民から無作為に抽出した2,000人
調査方法	郵送配布・回収
調査期間	令和3年7月30日～8月30日
回収数	802件
回収率	40.1%

【参考】前回調査(平成28年) 配布数:3,000件 回収数:1,310件 回収率:43.7%

### (2) 意識調査結果の概要

#### ① 回答者の年齢構成

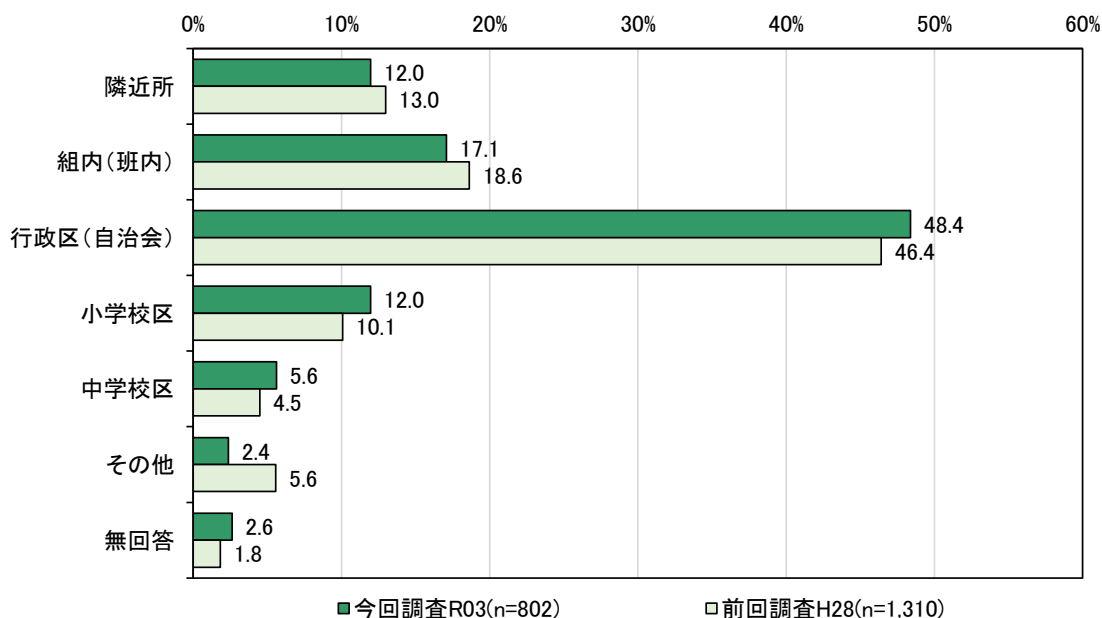
回答者の年齢については、「70～79歳」が20.6%と最も高く、次いで「60～69歳」が17.2%、「40～49歳」が16.5%となっています。前回の調査との差をみると、「60～69歳」が減少し、代わって「70～79歳」が増加しています。





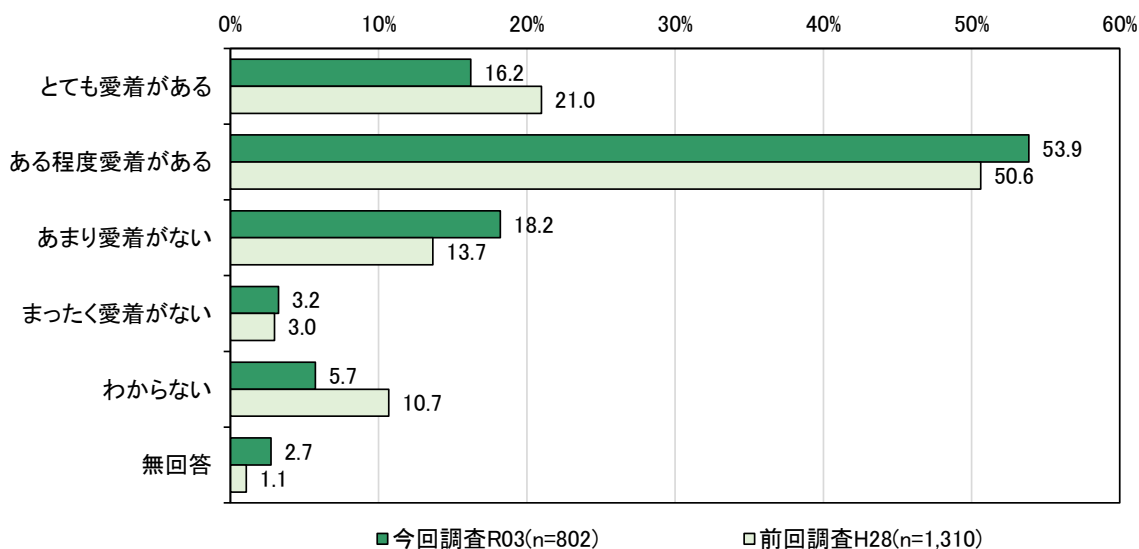
## ②地域と考える範囲

地域と考える範囲については、約半数の48.4%が「行政区（自治会）」と回答しています。次いで「組内（班内）」が17.1%、「隣近所」、「小学校区」がそれぞれ12.0%となっています。



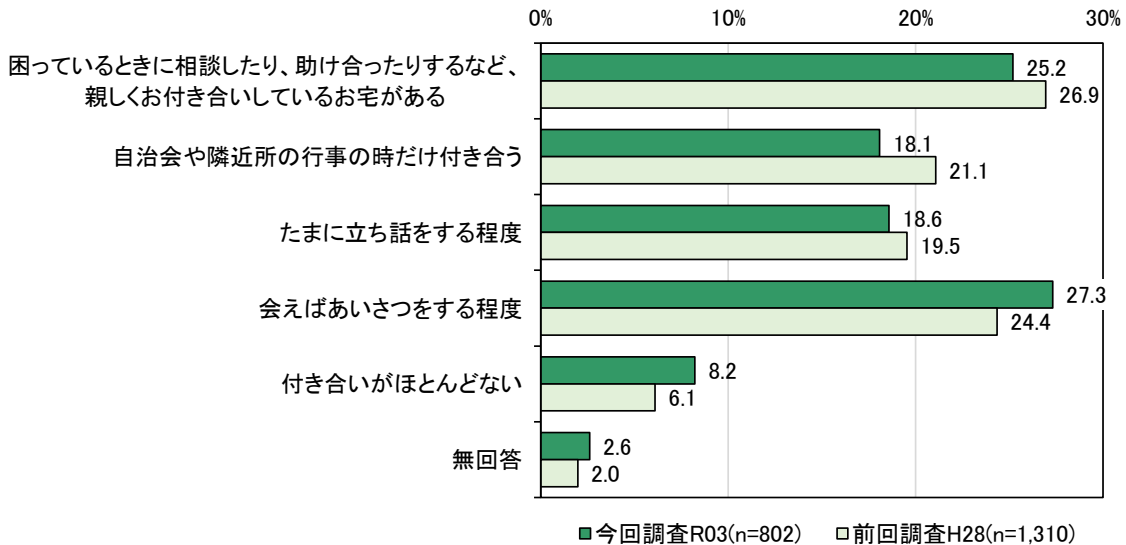
## ③地域への愛着

地域への愛着については、約7割の人が『愛着がある（「とても愛着がある」＋「ある程度愛着がある」）』と回答していますが、前回の調査との差をみると、「あまり愛着がない」と回答した人が4.5ポイント増加しています。



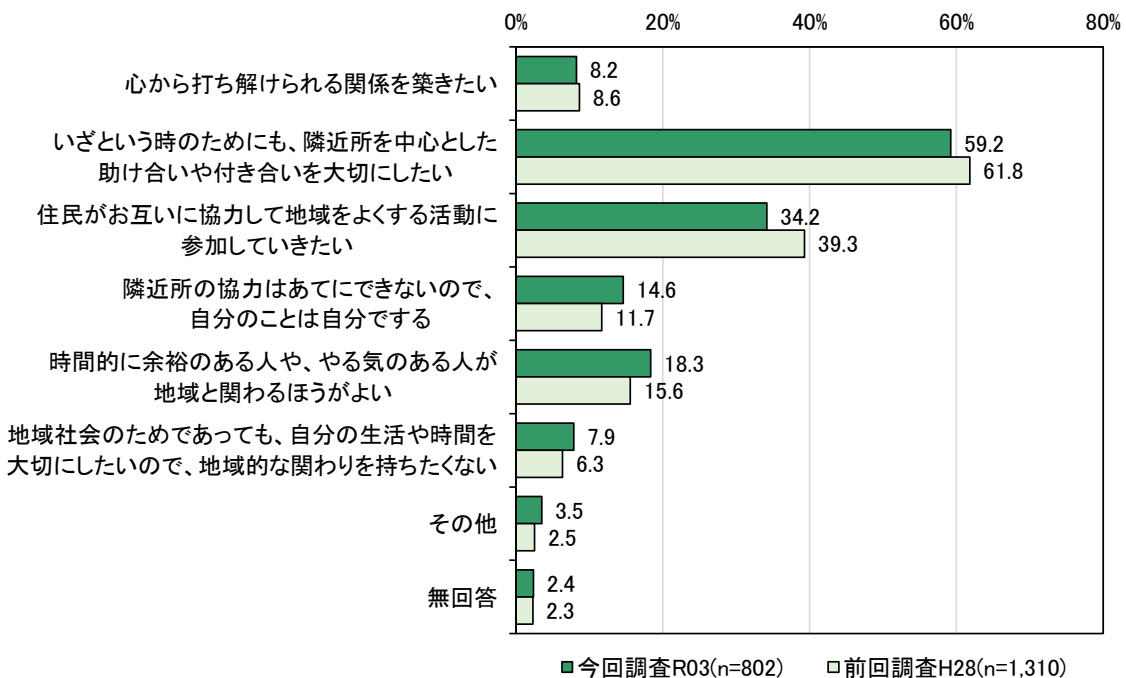
#### ④近所との付き合い

近所との付き合いについては、「会えばあいさつをする程度」が27.3%と最も高くなっています。前回の調査で最も高かった「困っているときに相談したり、助け合ったりするなど、親しくお付き合いしているお宅がある」は減少している一方で、「会えばあいさつをする程度」、「付き合いがほとんどない」が増加しています。



#### ⑤地域での人との関わりに対する考え

地域での人との関わり方については、「いざという時のためにも、隣近所を中心とした助け合いや付き合いを大切にしたい」が59.2%と最も高くなっていますが、前回の調査との差をみると、より親しい交流を求める回答が減少しています。

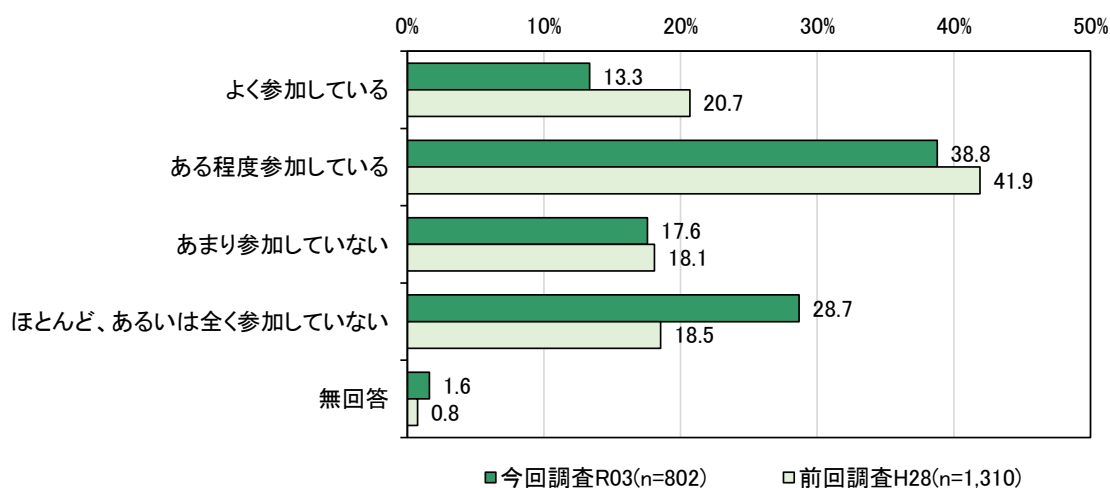


## ⑥自治会等の地域活動への参加状況

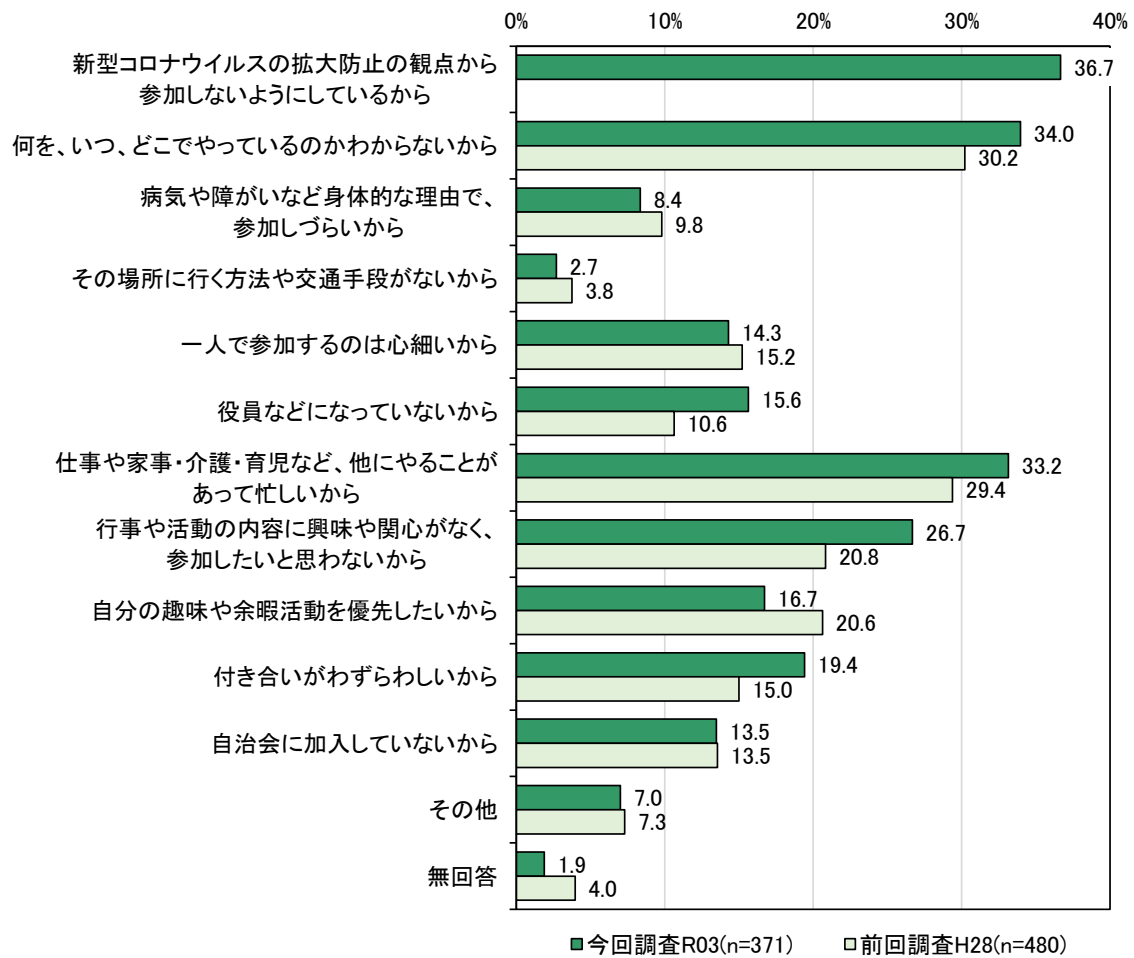
地域活動への参加状況については、約5割の人が『参加している（「よく参加している」＋「ある程度参加している」）』と回答していますが、前回の調査との差をみると、10.5ポイント減少しています。また、『参加していない（「あまり参加していない」＋「ほとんど、あるいは全く参加していない」）』と回答した人は、前回調査より9.7ポイント増加しています。

また、地域活動へ参加しない理由については、「新型コロナウイルスの拡大防止の観点から参加しないようにしているから」、「何を、いつ、どこでやっているのかわからないから」、「仕事や家事・介護・育児など、他にやることがあって忙しいから」が上位の回答となっています。

### ■自治会等の地域活動への参加頻度

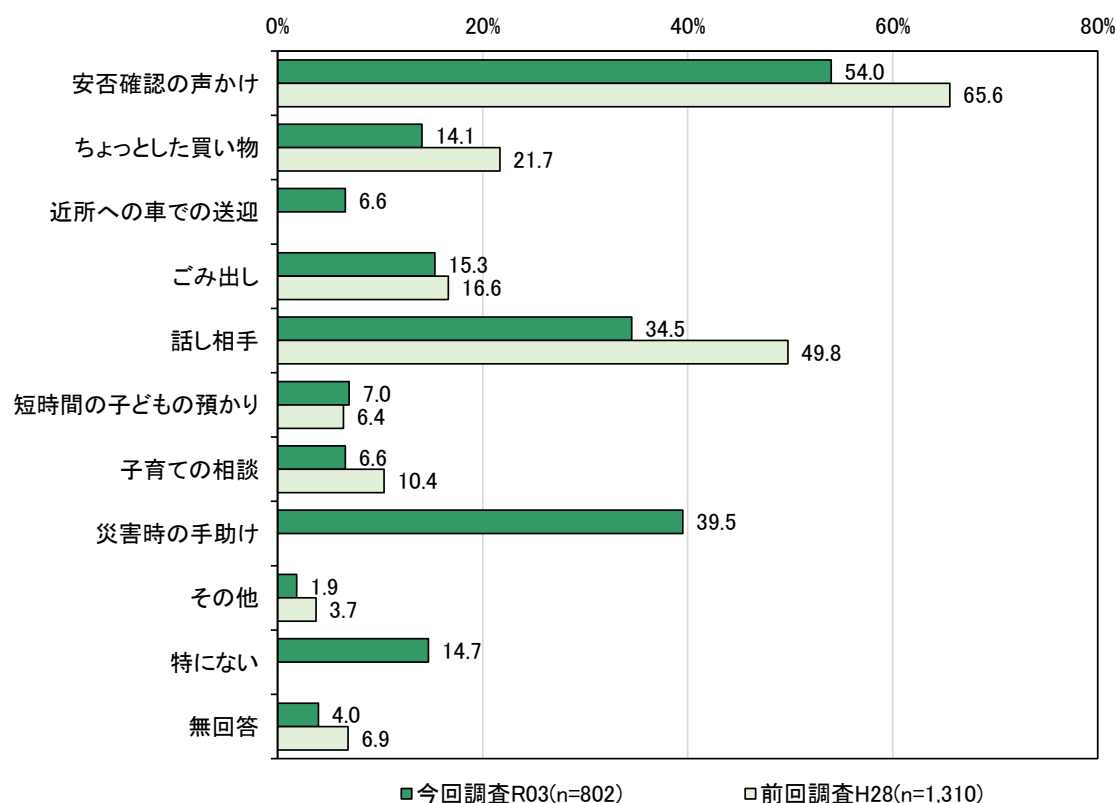


■地域活動へ参加しない理由



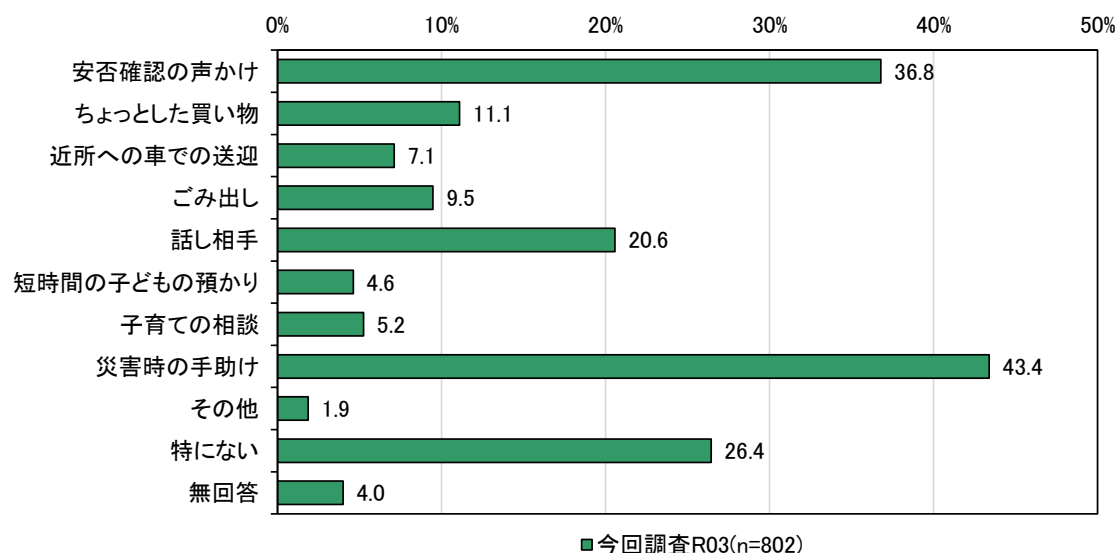
## ⑦地域で困っている世帯にできること

地域で困っている世帯にできることについては、5割以上の方が「安否確認の声かけ」と回答しています。その他に「災害時の手助け」、「話し相手」が上位の回答となっています。前回の調査との差をみると、上位の回答である「安否確認の声かけ」、「話し相手」がそれぞれ10ポイント以上減少しています。



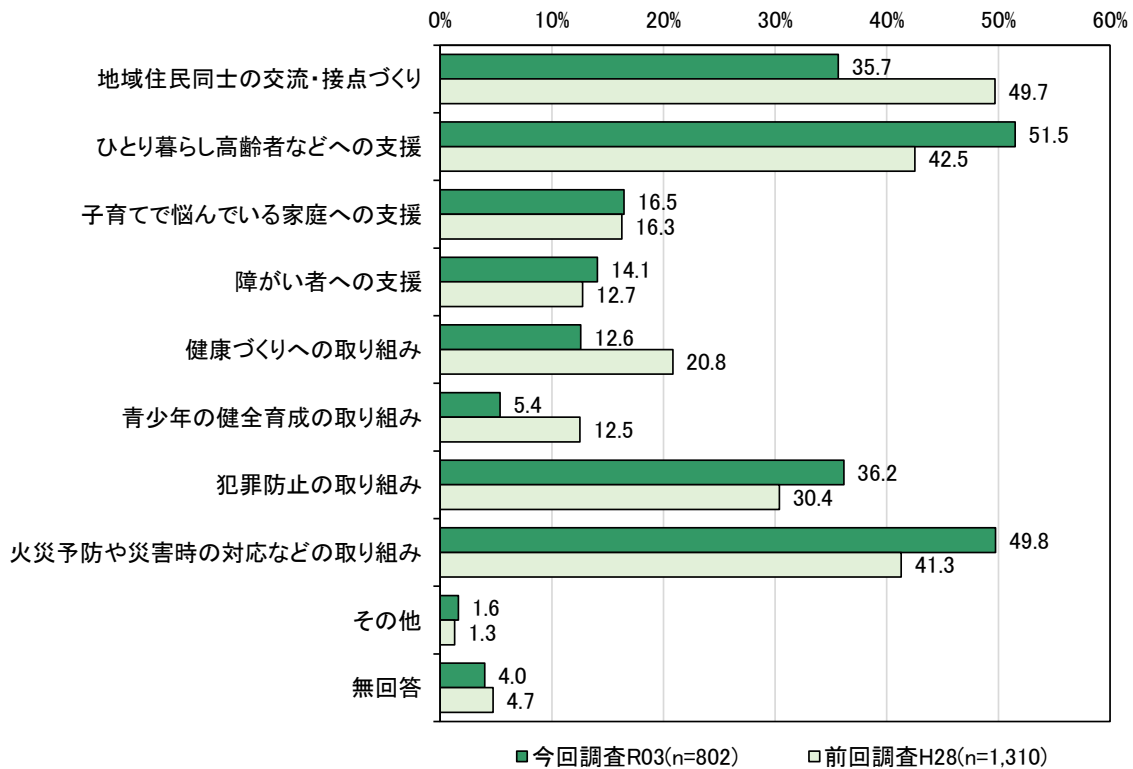
## ⑧困っている時に地域にお願いしたい援助

困っている時に地域にお願いしたい援助については、「災害時の手助け」、「安否確認の声かけ」、「話し相手」が上位の回答となっています。



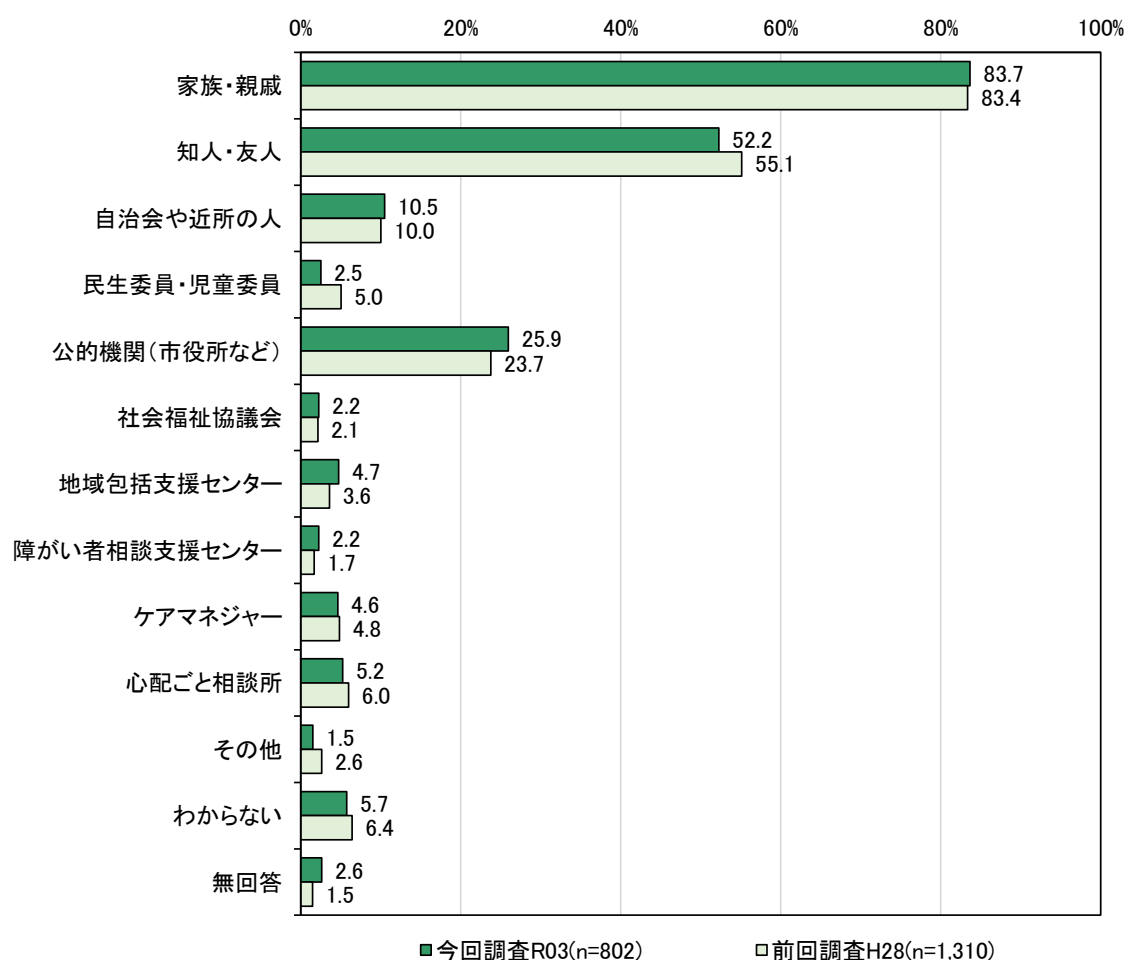
### ⑨地域で協力して取り組んでいくことが必要と思う問題

地域で協力して取り組んでいくことが必要と思う問題については、「ひとり暮らし高齢者などへの支援」、「火災予防や災害時の対応などの取り組み」、「犯罪防止の取り組み」が上位の回答となっており、前回の調査との差をみても、それぞれ増加しています。一方で、前回の調査で最も高かった「地域住民同士の交流・接点づくり」は14.0ポイント減少しています。



## ⑩生活の中で困ったことについての相談先

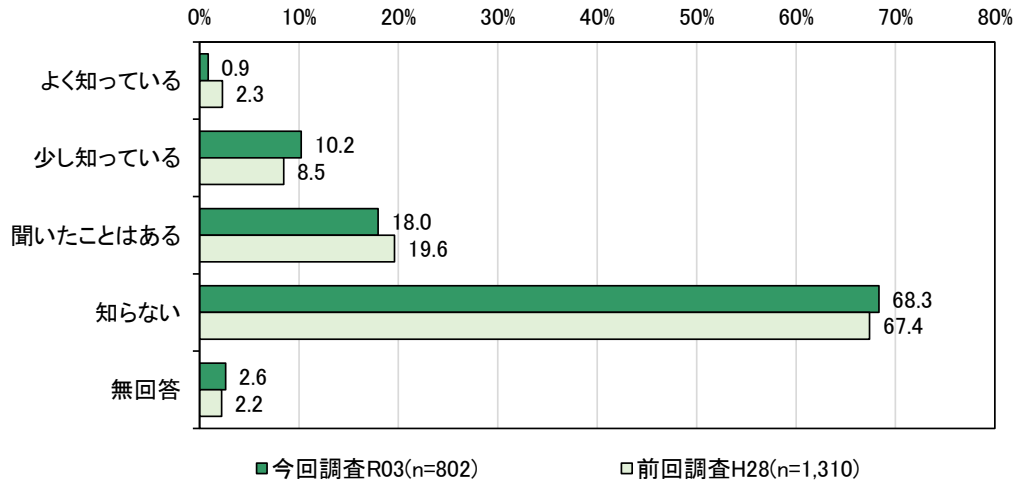
困ったことの相談先については、「家族・親戚」が83.7%と最も高く、次いで「知人・友人」が52.2%、「公的機関（市役所など）」が25.9%となっています。前回の調査との差をみると、おおむね同様の傾向となっています。



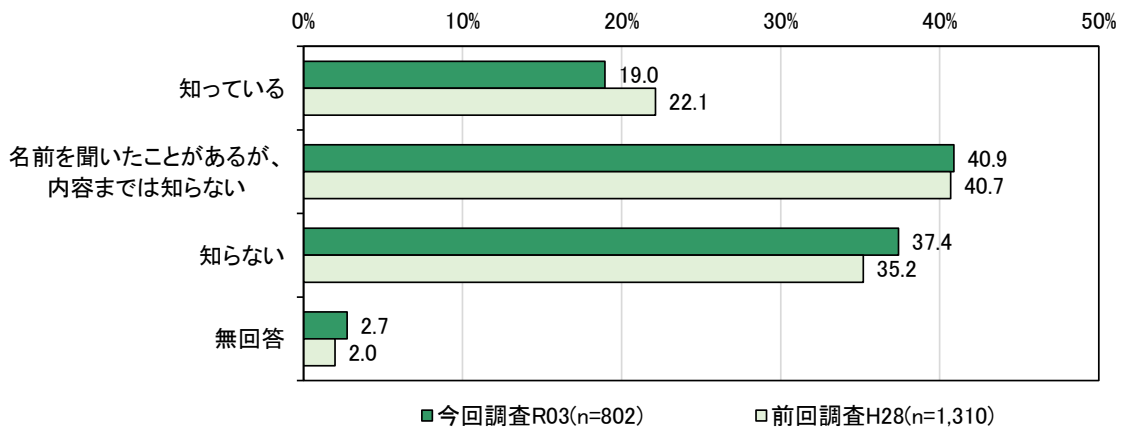
### ⑪地域福祉に関わる機関や団体の認知度

さくら市地域福祉計画については、約7割の人が「知らない」と回答しています。また、さくら市社会福祉協議会、民生委員・児童委員については、前回調査より「知っている」の割合が減少し、「知らない」の割合が増加しています。

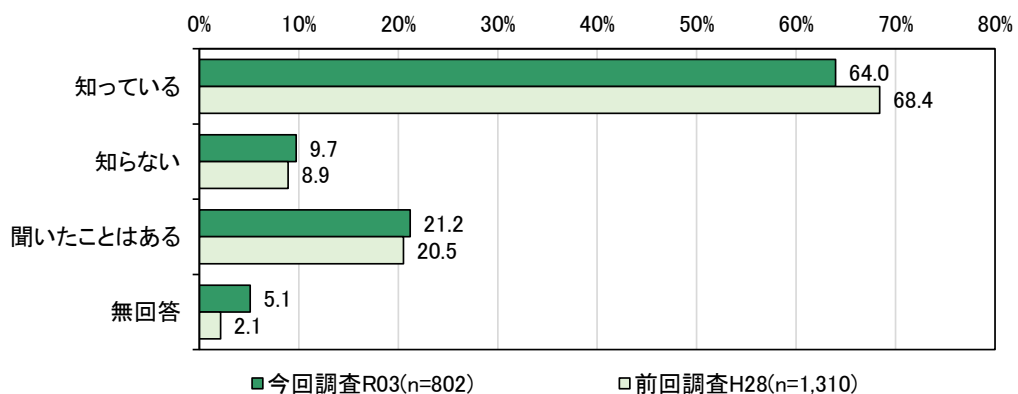
#### ■「さくら市地域福祉計画」の認知度



#### ■「さくら市社会福祉協議会」の認知度



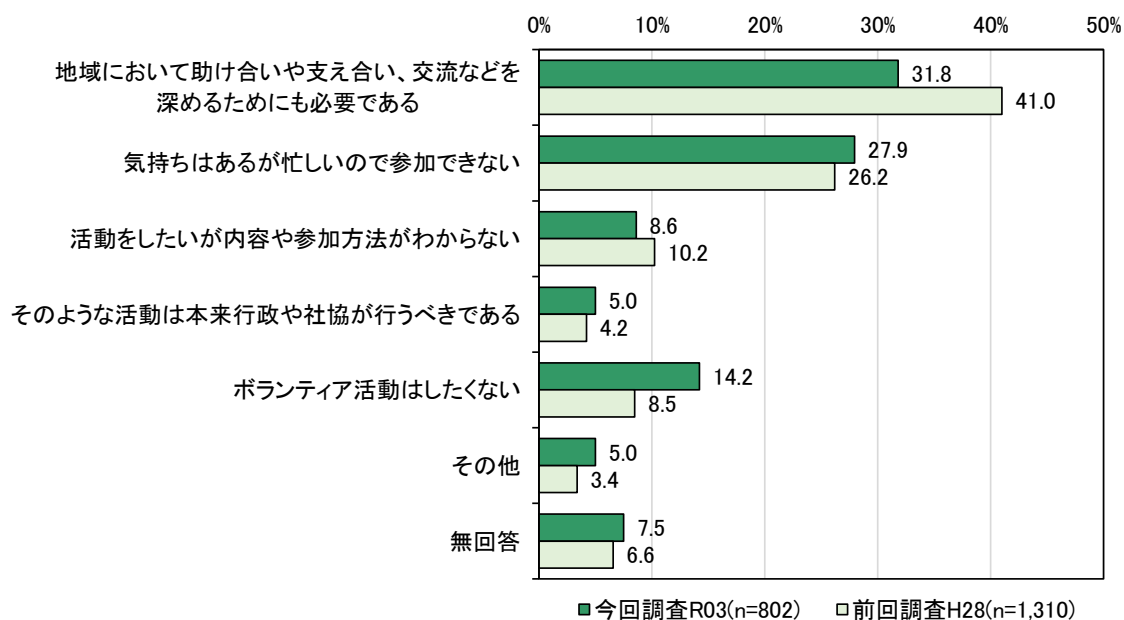
#### ■「民生委員・児童委員」の認知度





## ⑫ ボランティア活動に対する考え

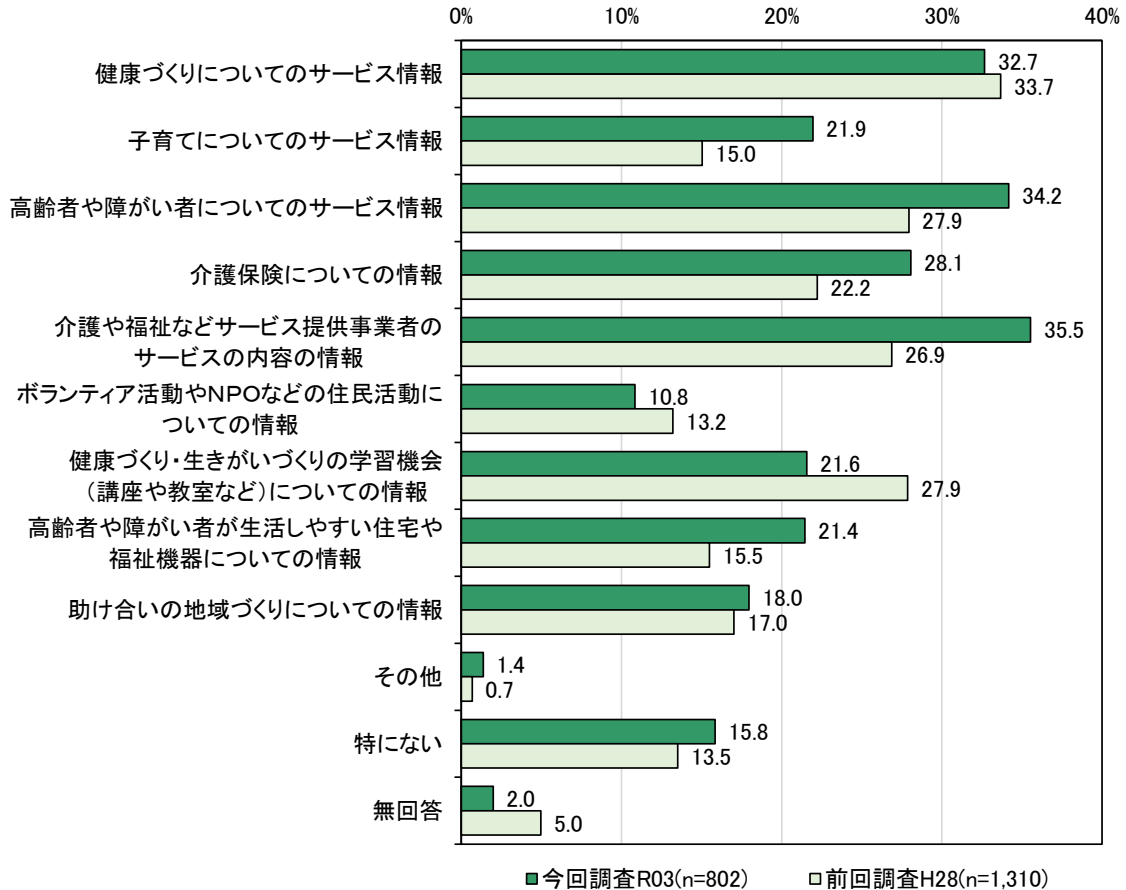
ボランティア活動に対する考えについては、「地域において助け合いや支え合い、交流などを深めるためにも必要である」が31.8%と最も高くなっていますが、前回の調査との差をみると、9.2ポイント減少しています。一方で、「ボランティア活動はしたくない」は5.7ポイント増加しています。



### ⑬健康や福祉に関する知りたい情報

福祉や健康に関する知りたい情報については、「介護や福祉などサービス提供事業者のサービスの内容の情報」、「高齢者や障がい者についてのサービス情報」、「健康づくりについてのサービス情報」が上位の回答となっており、それぞれ3割以上となっています。

前回の調査との差をみると、高齢、障がい、子育ての分野の回答の割合が増加しています。

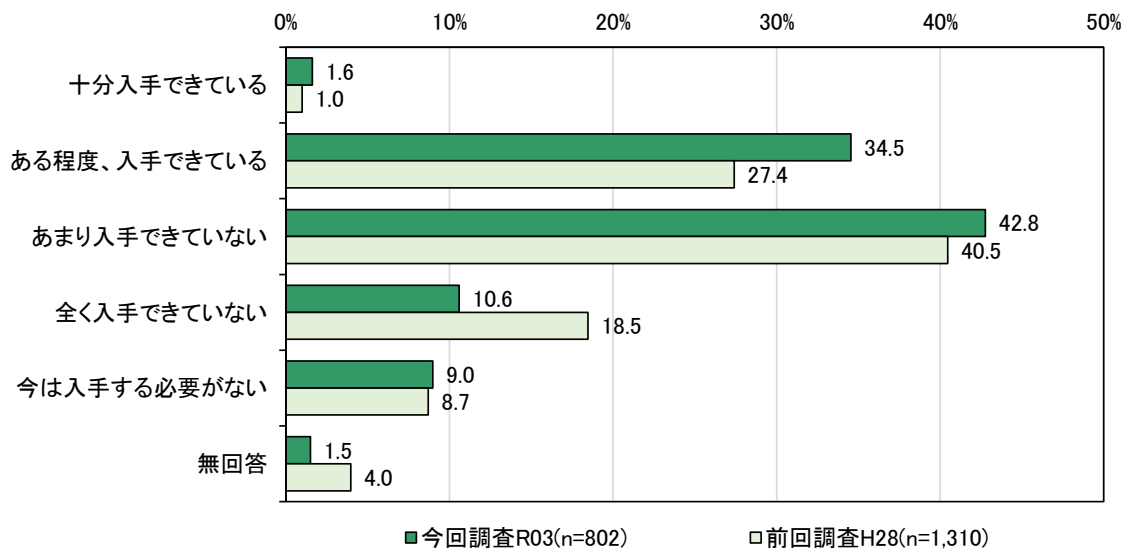


## ⑭ さくら市の健康や福祉に関する情報提供

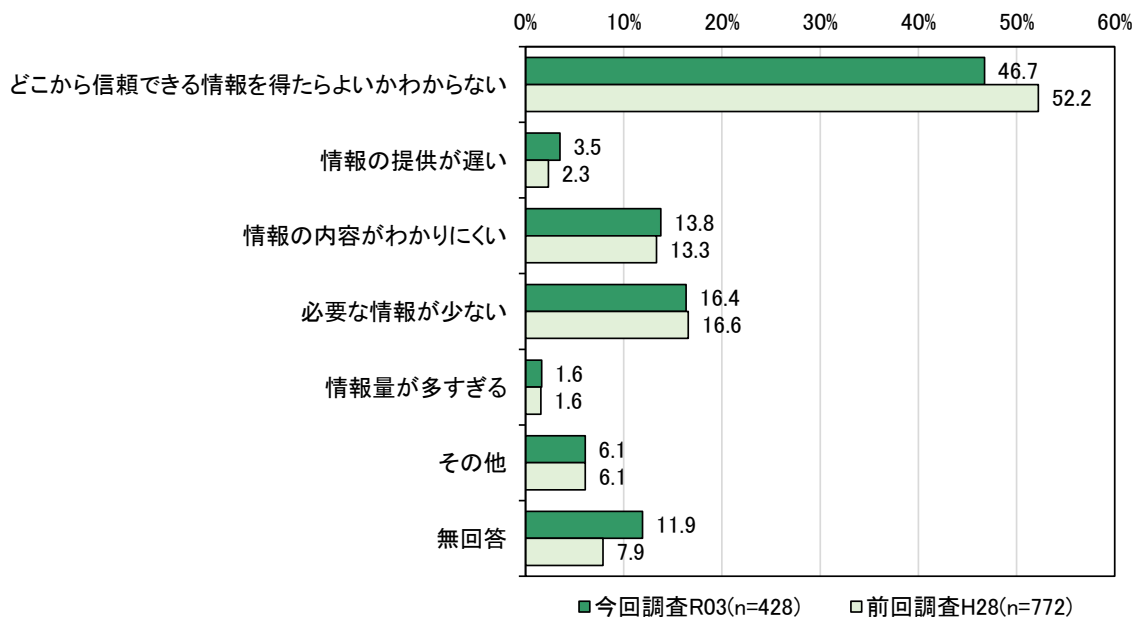
健康や福祉に関する情報の入手状況については、5割以上の方が『入手できていない（「あまり入手できていない」＋「全く入手できていない」）』と回答しています。情報の入手に関する不満点については、4割以上の方が「どこから信頼できる情報を得たらよいかわからない」と回答しています。

また、もっと充実すべき情報提供の方法としては、「市の広報「さくら」」、「市のホームページ（インターネット）」、「市のパンフレット・冊子など」、「閲覧板やまちかどの掲示板」が上位の回答となっています。前回の調査との差をみると、「市のホームページ（インターネット）」が9.6ポイント増加しています。なお、今回の調査で新たな項目として加えた「SNS（LINE・Twitter・Instagramなど）」は18.2%となっています。

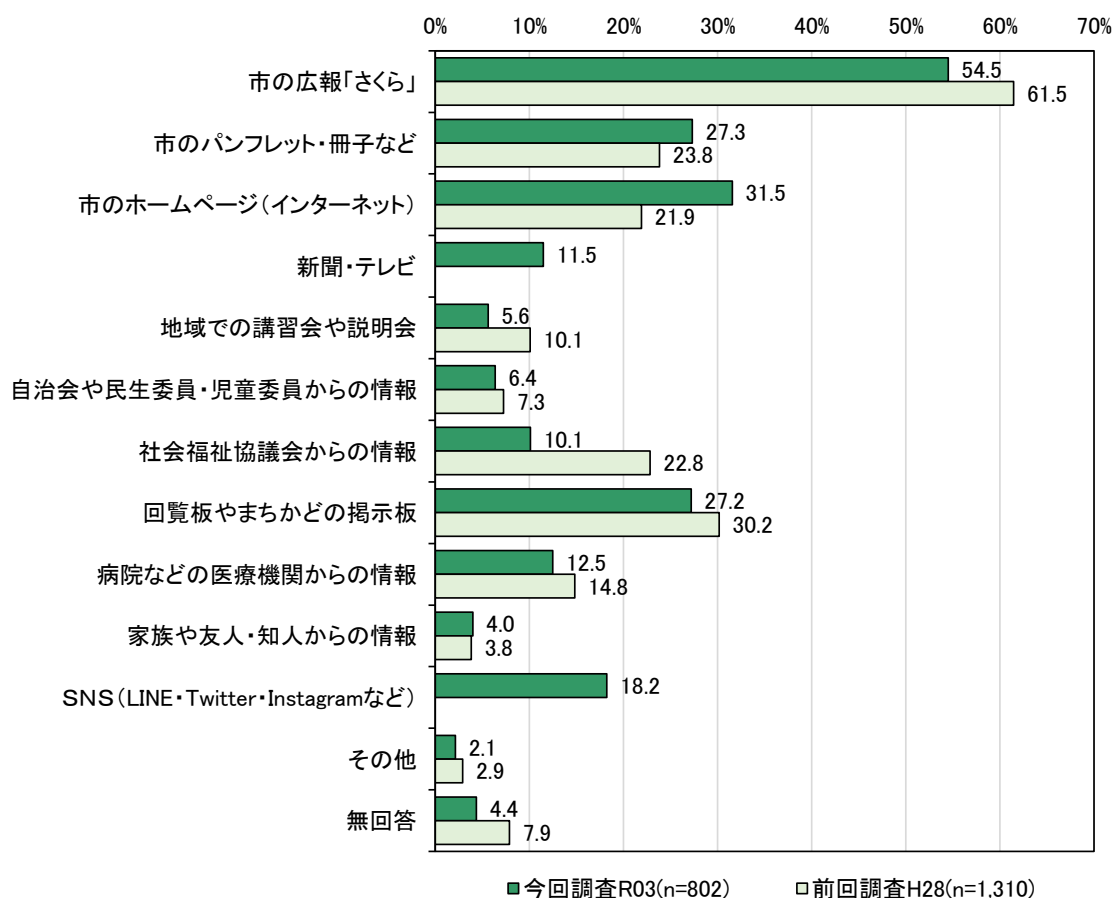
### ■ 健康や福祉についての情報の入手状況



### ■ 情報の入手に関する不満点

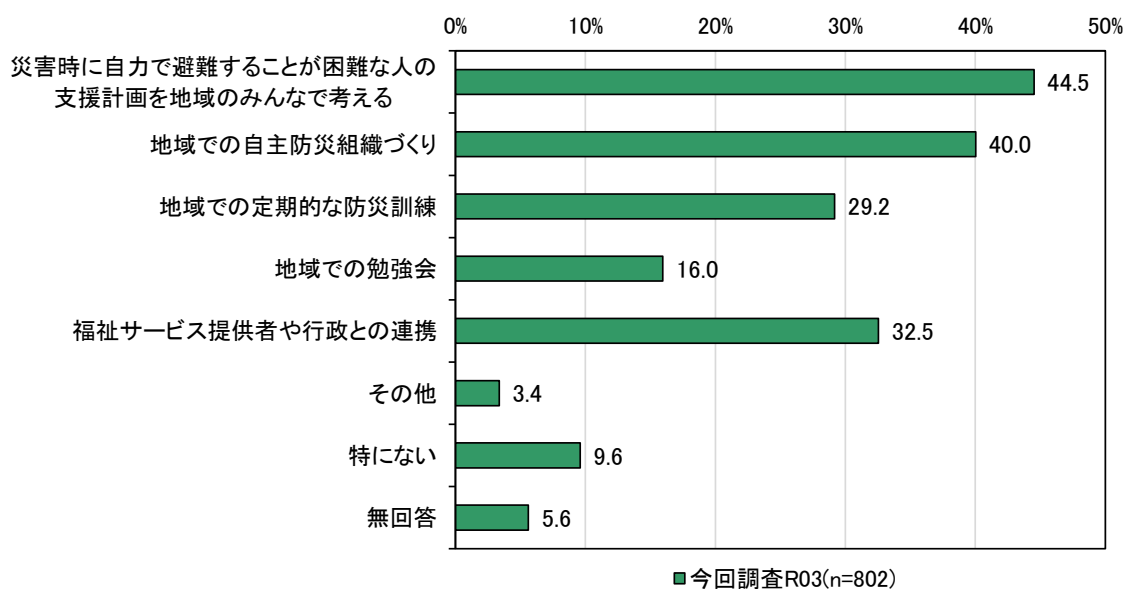


## ■もっと充実すべき情報提供の方法



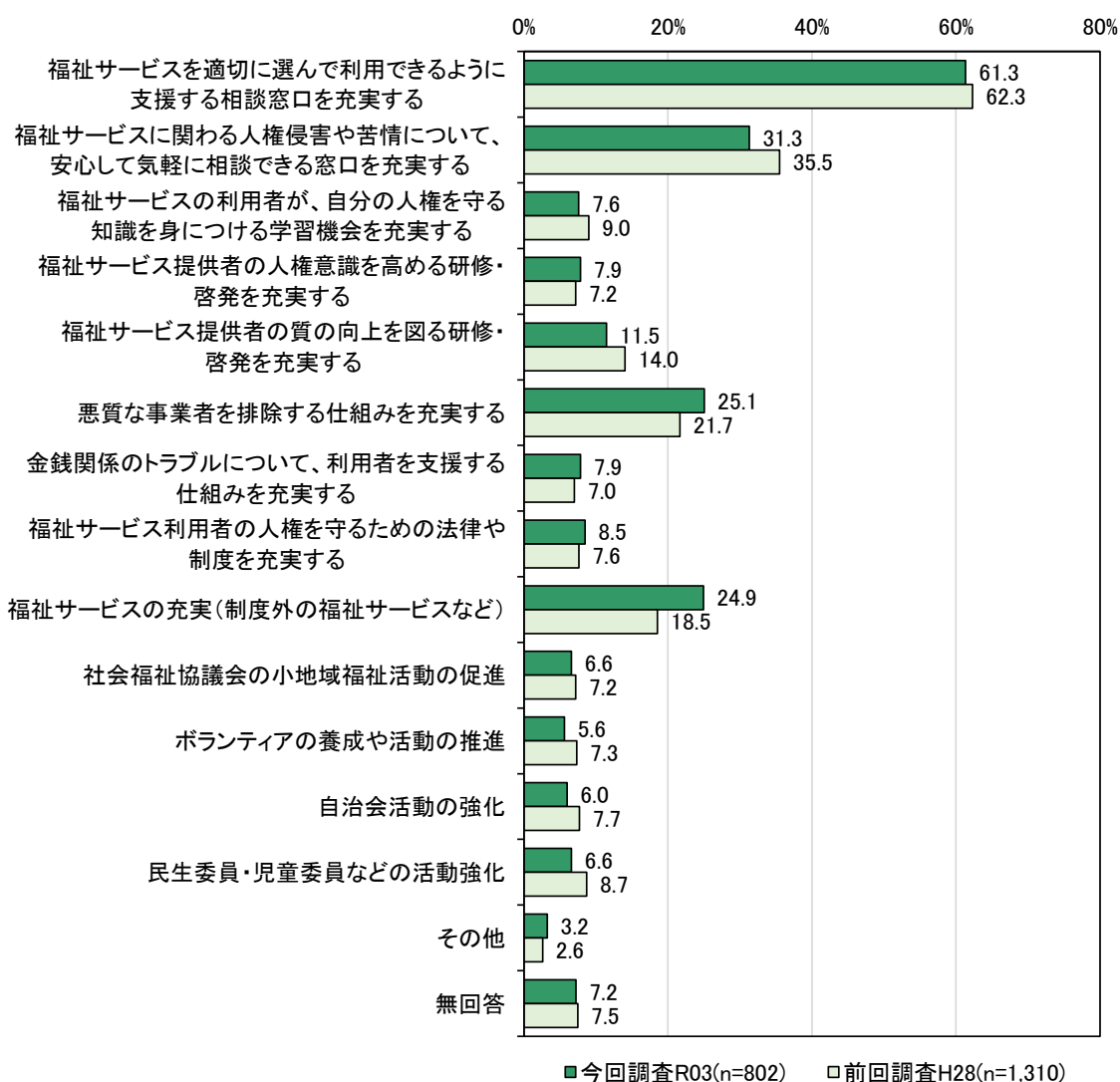
## ⑮災害時に住民同士が協力し合うために必要なこと

災害時に住民同士が協力し合うために必要なことについては、「災害時に自力で避難することが困難な人の支援計画を地域のみんで考える」が44.5%と最も高く、次いで「地域での自主防災組織づくり」が40.0%、「福祉サービス提供者や行政との連携」が32.5%となっています。



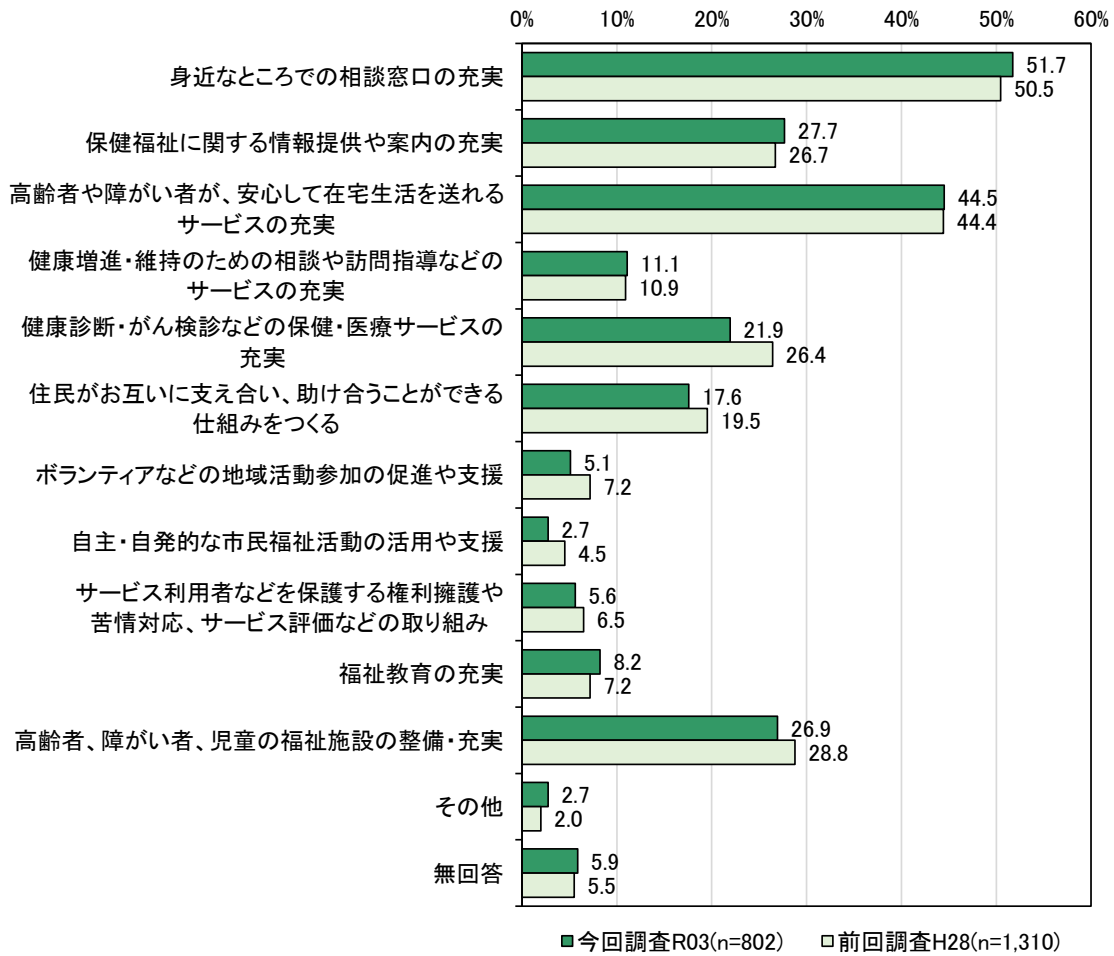
## ⑩子育てや高齢者・障がい者の介護等のサービスを安心して利用するために充実すべきこと

子育てや介護等のサービスを安心して利用するために充実すべき点については、約6割の人が「福祉サービスを適切に選んで利用できるように支援する相談窓口を充実する」と回答しています。その他に「福祉サービスに関わる人権侵害や苦情について、安心して気軽に相談できる窓口を充実する」、「悪質な事業者を排除する仕組みを充実する」、「福祉サービスの充実（制度外の福祉サービスなど）」が上位の回答となっています。前回の調査との差をみると、「福祉サービスの充実（制度外の福祉サービスなど）」が6.4ポイント増加しています。



⑰子育て、高齢者・障がい者の介護等の福祉を充実していくうえで、さくら市が優先して取り組むべき施策

福祉を充実していくうえで取り組む施策として優先すべき点については、約5割の人が「身近なところでの相談窓口の充実」と回答しています。その他に「高齢者や障がい者が、安心して在宅生活を送れるサービスの充実」、「保健福祉に関する情報提供や案内の充実」、「高齢者、障がい者、児童の福祉施設の整備・充実」が上位の回答となっています。前回の調査との差をみると、おおむね同様の傾向となっています。



### 3 福祉関係団体の活動状況

#### (1) さくら市社会福祉協議会

さくら市社会福祉協議会は、喜連川社会福祉センター内に本部、氏家福祉センター内に氏家支部を置き、以下の活動を行っています。

また、地域福祉ネットワーク会、地区社協との連携により地域における福祉活動を展開しています。

#### ■ さくら市社会福祉協議会の事業概要

区分	内容(概要)
企画広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「社協だより」の発行</li> <li>○事業部会</li> <li>○シンボルキャラクター(さくらッピー)の活用</li> <li>○Facebook・ホームページによる情報発信</li> <li>○入学及び卒業おめでとう事業</li> </ul>
地域福祉推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉まつりの開催</li> <li>○福祉講演会の開催</li> <li>○地域サロン活動実践講習会</li> <li>○ご近所ふれあいサロンの助成</li> <li>○いきいきふれあいサロン(氏家・喜連川)</li> <li>○レコードサロン</li> <li>○涙活サロン</li> <li>○ひとり暮らし高齢者の集い</li> <li>○買い物バスツアーの実施</li> <li>○友愛訪問の実施</li> <li>○パラスポーツスクール</li> <li>○おたより訪問事業</li> <li>○多世代交流事業</li> <li>○緊急食糧等支援</li> <li>○養護施設及び企業との連携支援事業</li> </ul>
ボランティア振興事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉教育・福祉体験活動の強化</li> <li>○手話講習会の開催</li> <li>○傾聴ボランティア養成講座</li> <li>○ボランティア講座の開催・ボランティアの育成</li> <li>○登録ボランティアグループ交流会</li> <li>○災害ボランティア養成講座</li> <li>○減災運動会</li> <li>○災害支援活動</li> <li>○ボランティア協定事業</li> <li>○ちょっとボラの推進</li> </ul>

区分	内容(概要)
共同募金会事業	○赤い羽根共同募金運動 ○災害罹災者等見舞金の支給
受託事業	○福祉団体事務局 (いきいきクラブ連合会・身体障害者福祉会・手をつなぐ育成会) ○放課後児童健全育成事業(押上小、熟田小) ○ファミリー・サポート・センター事業 ○無料法律相談事業 ○心配ごと相談事業 ○手話奉仕員養成研修事業 ○生活困窮者自立支援事業 ○生活福祉資金貸付事業 ○日常生活自立支援事業(あすてらす) ○法人後見事業(令和4年度から)

■地域福祉ネットワーク会・地区社協との連携による活動

内容(概要)	
○サロンの開設	○子ども(小学生)の下校時の見守り
○高齢者のお宅訪問、見守り	○地域住民と子どもの交流
○地域ふれあいまつり	○防災フェスタ

## (2) ボランティア団体

さくら市では、多くのボランティア団体が福祉に関係した活動を行っています。以下に、団体の一部を示します。

■福祉ボランティア

団体名	活動内容
喜楽会	いきいきふれあいサロン(喜連川地区)の開催支援
大野ヶ原サロン	地域の高齢者への手作り弁当宅配・会食・交流
民協OB会	社会福祉協議会事業への協力・会員相互の研修
音声訳ボランティアハチドリ会	音訳図書(広報さくら)の作成
かみふうせん	児童施設ボランティア
傾聴ボランティア えん	傾聴ボランティア活動
ミミーの会	子育て支援ボランティア
コンチの会	子育て支援ボランティア
手話サークルさくら	手話を通じての活動
ボランティアこうと	高齢者の見守り
ちくおんき桜	レコードサロンの企画・実施
涙涙さくら	涙活サロンの企画・実施



■福祉施設演芸ボランティア

団体名	活動内容
ジョイフル・リバー・アンサンブル	ハーモニカ演奏・出前コンサート
岡本キヌエ(翔扉絹千代)	踊り・カラオケ
浜田とき子	マジック
福祉劇団 玉手箱	民謡・日本舞踊・新舞踊・フラダンス・唄・マジック・琴・ハーモニカ 他
花くれない会	唄・カラオケ・踊り(女踊り、股旅踊り、民謡踊り)
大和&なでしこ	オカリナ演奏
喜連川民謡会	民謡
さくら民謡会	民謡
喜連川フォークダンス愛好会	フォークダンス
たから船	日本舞踊、新舞踊、歌、マジック
えんやこ〜ら 金枝明子	ふまねっと運動、指ヨガ、笑いヨガ 他

■市民活動支援センター登録ボランティア

団体名	活動内容
さくら市国際交流協会	さくら市における国際交流の推進
ほんわかテラス	不登校、ひきこもりの親の交流事業および相談事業
さくら市氏家観光協会	さくら市の観光事業の発展を期するとともに、さくら市の繁栄に資することを目的とする
さくら市男女共同参画推進委員会	さくら市の男女共同参画社会の推進
さくらピ〜ス☆	さくら市のご当地アイドルとして歌、ダンスでさくら市の魅力を発信している
さくら市市民協働推進チーム	市役所の若手職員で構成されたチームで、協働の意識を身に付け、市民と協働の街づくりを実践できるようになることを目的とする
Sakura mama's KIRE	地域で子育てを支えあえる時代を目指し、乳幼児世帯が集まれる場所を提供し、様々な講座で交流できる機会、学びの場を提供する
生活支援ボランティア パートナーズ	高齢者の介護予防及び生活支援活動を通して福祉の向上を図る
傾聴ボランティア えん	高齢者施設での傾聴活動を通して福祉の向上を図る
NPO法人 まちづくりネットワーク・笑顔	空き店舗を利用した、子どもや地域の高齢者の居場所づくり環境の保全と桜守活動によるまちづくり
特定非営利活動法人 ポン・テ	地域コミュニティの活性化、新たなつながりの創出
さくらリーダーズ クラブ	団体の運営・活動の補助 子どもの健全育成
さくらまちあそびクラブ	子どもの居場所づくりの一環として子ども駄菓子屋を開催
さくら市観光ボランティアの会	さくら市内の各所旧跡を案内し市内外の方に観光PRを図る

団体名	活動内容
ハムエッグ	外国人との交流を通して国際社会への理解を深める
フラワーサークル フェアリーローズ	人と人がつながる場所を提供する
ママトキ ファースト	産後女性と赤ちゃんのケア
ナーカマリイ/もりのひ実行委員会	自然豊かなさくら市の森で親子のふれあいの場を提供する フラを通して地域イベントへの参加やコミュニケーションの場とする
さくら市野球連盟	軟式野球の振興、大会運営及び青少年健全育成
栃木県断酒ホトギス会氏家支部	酒害に関する啓蒙活動及び断酒しようとする者の社会復帰支援
栃木県シルバー大学校さくら同窓会	スポーツ・文化・ボランティア活動を、高齢者が培ってきた知識や経験・技能を活かし地域社会で活躍する
ミミーの会	子育てに係わる人たちへのお手伝い並びに家庭教育オピニオンリーダーとしての資質の向上を図ること
まちの応援団 ～樹～	健康・仲間づくり・社会参加をモットーに、「出会い」や「縁」を大切に「困ったときはお互いさま！」と言い合える地域づくりを目標にしている
さくら黄金ストリートカーニバル実行委員会	青少年の健全育成と発表の場の提供
氏家空手道スポーツ少年団	空手を通して青少年の健全育成
手話サークル さくら	福祉団体が行う公的活動(手話による)
みつばちプロジェクト	健康増進、親子のふれあい
保護観察所塩谷保護区 保護司会 さくら支部	再犯防止活動・犯罪防止活動
Edu Lab 栃木	子どもへの体験学習の提供、親御さんへの居場所運営をと おして、親と子どもの健全育成を図る
さくら市主任児童委員	市内の児童が健全に育成できるよう、保護者や家庭を見守り支援する
さくら市更生保護女性会	女性の立場からの犯罪予防、更生の活動支援 子どもたちの健全育成、子育て支援活動
地域おこし協力隊	循環型の地域づくり
琴平通り商店街協力会	商店街の活性化及び地域住民との交流 地域安全活動
ニコママ	乳幼児連れ母親の交流・リフレッシュ 農業体験や遠足を通して家族や仲間の思い出作り
さくら市氏家地区退職公務員会	会員相互の親睦を図り、社会福祉増進に関する活動を行う
さくら市氏家地区農産物直売組合	農産物を通じた地域づくり
NPO法人 さくらスポーツクラブエン ジョイ	地域の乳幼児から高齢者、障害の有無等に関わらず全ての人がスポーツに関わる活動を通して行う福祉活動及びスポーツ文化の振興並びにスポーツの普及・育成・競技力・指導力の向上に関する事業を行う

団体名	活動内容
さくら市地域婦人会	会員相互の親睦と資質の向上等、明るいまちづくりに協力する
とちぎつばさの会 塩谷支部	男女共同の促進について
ガールスカウト栃木 20 団	ガールスカウト集会
とちぎ県北若者サポートステーション	15～49 歳のひきこもりの自立・教育・就労支援
さくら民話の会	昔話や町に伝わる伝説を広くみなさんに知って楽しんでいただく
さくら民謡会	民謡を通して、生きがいや楽しさを持つ
フォト・フレンド えんがわ	生きがいのためと、写真を使って市をPR
NPO法人 キーデザイン	不登校の子どもとその保護者のサポート
塩谷地区退職校長会	生徒の健全育成
アロマテラピースクール リリィ	アロマテラピーを使ったレクリエーションと健康づくりのお手伝い

## 4 第2次計画の取組状況

### 【基本目標1 市民がつくる福祉のまち】の取組状況

基本目標1の達成状況と基本施策ごとの主な課題は以下のとおりとなっています。

#### ■基本目標1 市民がつくる福祉のまちの達成状況

基本施策・施策	担当課等	達成度
(1) 互いを思い合うこころづくり		
① 地域福祉の普及啓発	福祉課 社会福祉協議会	○ ○
(2) 多様な世代が集う機会・仕組みづくり		
① 福祉イベント等の開催	福祉課 社会福祉協議会	○ ○
② 集いの場の充実	福祉課 社会福祉協議会	◎ ◎
(3) 地域活動の推進		
① 見守り活動の推進	高齢課 社会福祉協議会	◎ ○
② 民生委員児童委員活動の推進	福祉課 社会福祉協議会	◎ ◎
③ さくら市社会福祉協議会活動の推進	福祉課 社会福祉協議会	○ ○
④ 地域を担う人づくり	福祉課・総合政策課 社会福祉協議会	◎ △

※達成度の基準

◎: 達成、おおむね達成した      ○: 多少は達成した      △: 達成できず      ×: 未実施

#### ■基本施策ごとの主な課題

##### (1) 互いを思い合うこころづくり

- ・若年層や興味関心のない人へ情報が届きにくい。

##### (2) 多様な世代が集う機会・仕組みづくり

- ・アフターコロナにおける福祉イベント等の開催方法について検討が必要。
- ・通いの場を運営する人材の確保や参加者の移動手段の確保が必要。

##### (3) 地域活動の推進

- ・アフターコロナにおける見守り活動の実施方法や福祉に対する意識向上のための講演会・学習会の開催方法について検討が必要。

## 【基本目標 2 気軽に相談できて支援を受けられるまち】の取組状況

基本目標2の達成状況と基本施策ごとの主な課題は以下のとおりとなっています。

### ■基本目標 2 気軽に相談できて支援を受けられるまちの達成状況

基本施策・施策	担当課等	達成度
(1)相談しやすい体制づくり		
①身近な相談機会の充実	福祉課	◎
	社会福祉協議会	◎
②専門的な相談機関の充実	福祉課・高齢課	◎
	相談機関(事務局 福祉課)	○
③相談のネットワークの充実	福祉課	◎
	相談機関(事務局 福祉課)	◎
④生活困窮世帯対策の充実	福祉課	○
	社会福祉協議会	◎
(2)誰もが情報を得られる環境づくり		
①情報提供体制の充実	福祉課	◎
	社会福祉協議会	◎
②当事者団体等の活動情報の提供	福祉課	◎
	社会福祉協議会	◎

※達成度の基準

◎:達成、おおむね達成した      ○:多少は達成した      △:達成できず      ×:未実施

### ■基本施策ごとの主な課題

#### (1) 相談しやすい体制づくり

- ・相談者の増加に対応した体制づくりが必要。
- ・8050問題やひきこもり等、高齢・障がい・児童等の各分野をまたぐ複合的な課題への対応が必要。
- ・生活困窮者自立相談支援事業については、さくら市の助言指導等の更なる機能強化が必要。

#### (2) 誰もが情報を得られる環境づくり

- ・高齢者や障がいのある方等、発信情報を受け取ることが難しい方への対応が必要。

## 【基本目標3 地域で支え合うまち】の取組状況

基本目標3の達成状況と基本施策ごとの主な課題は以下のとおりとなっています。

### ■基本目標3 地域で支え合うまちの達成状況

基本施策・施策	担当課等	達成度
(1)地域ぐるみの活動の推進		
①市民との協働事業の促進	総合政策課	△
②ボランティア活動の推進	総合政策課	○
	社会福祉協議会	△
③地域の特性を生かした福祉活動の推進	福祉課	○
	社会福祉協議会	○
(2)地域ニーズに応じた支援サービスづくり		
①細かなニーズに対応する支援体制の整備	福祉課	○
	社会福祉協議会	△
②福祉サービス等の向上	福祉課	○
	サービス提供事業者(事務局 福祉課)	○

※達成度の基準

○:達成、おおむね達成した      ○:多少は達成した      △:達成できず      ×:未実施

### ■基本施策ごとの主な課題

#### (1) 地域ぐるみの活動の推進

- ・市民活動支援センターの周知と利用促進が必要。
- ・アフターコロナにおけるボランティア養成講座等の開催方法について検討が必要。
- ・ボランティアセンターの整備が進んでいない。
- ・地区社協（喜連川地区）と地域福祉ネットワーク会（氏家地区）との連携が必要。

#### (2) 地域ニーズに応じた支援サービスづくり

- ・相談支援包括化推進員の機能強化が必要。
- ・包括的支援体制整備事業の推進に向け、アフターコロナにおける会議の開催方法の検討が必要。

## 【基本目標4 暮らしに安心を感じられるまち】の取組状況

基本目標4の達成状況と基本施策ごとの主な課題は以下のとおりとなっています。

### ■基本目標4 暮らしに安心を感じられるまちの達成状況

基本施策・施策	担当課等	達成度
(1)災害時等緊急時の備えと対応		
①災害時等要支援者支援活動の推進	高齢課	○
	社会福祉協議会	○
②地域における防災活動の普及	総務課	○
	社会福祉協議会	○
(2)防犯・交通安全の推進		
①地域ぐるみ防犯活動の推進	生活環境課	○
	社会福祉協議会	◎
②交通安全意識の普及	生活環境課	○
(3)移動の利便性と安全性の向上		
①公共交通の充実	総合政策課	○
②移動の安全性の向上	高齢課	○
(4)住みやすいまちづくり		
①ユニバーサルデザインの普及	都市整備課	×
②公共施設等のバリアフリー化	都市整備課	○

※達成度の基準

◎:達成、おおむね達成した      ○:多少は達成した      △:達成できず      ×:未実施

### ■基本施策ごとの主な課題

#### (1) 災害時等緊急時の備えと対応

- ・災害時に必要な資機材等の備えが十分ではない。
- ・避難行動要支援者の個別避難計画の策定が必要。
- ・アフターコロナにおける災害ボランティア養成講座や防災訓練の実施方法の検討が必要。

#### (2) 防犯・交通安全の推進

- ・防犯活動の担い手の確保が必要。
- ・アフターコロナにおける交通安全教室の開催方法の検討が必要。

#### (3) 移動の利便性と安全性の向上

- ・路線バス・乗合タクシー事業の機能の拡充が必要。

#### (4) 住みやすいまちづくり

- ・ユニバーサルデザインの考え方の普及が進んでいない。
- ・既存施設の改修工事において、バリアフリー化をするためのスペース不足が問題となるケースがある。

## 5 地域福祉を取り巻く課題のまとめ

近年の社会情勢やさくら市における統計データ、市民の福祉意識の状況、第2次計画の取組状況を踏まえ、地域福祉を取り巻く課題を整理しました。

### (1) 地域のつながりに関する課題

- 居住地について、約7割の人が「愛着がある」と回答していますが、「愛着がない」という人も前回調査より増加しています。
- 近所付き合いの状況について、「会えばあいさつをする程度」、「付き合いがほとんどない」という積極的には近所と付き合いしていない人が前回調査より増加しています。一方で、地域の人との関わり方については、約6割の人が「いざという時のためにも、隣近所を中心とした助け合いや付き合いを大切にしたい」という考えを持っています。

### (2) 相談支援に関する課題

- 近年、高齢者や障がい者、子育て世帯をはじめとする地域のニーズが多様化する中、相談支援をはじめ、8050問題や社会的孤立、生活困窮等の複雑化・複合化している問題に対応した包括的な支援が求められています。
- 困ったことの相談先について、各専門機関に相談する割合が低く、また、「わからない」という回答の割合は1割未満ではありますが、一定数いることがわかります。
- 身近なところでの相談窓口や福祉サービスに関する相談窓口の充実が求められています。

### (3) 情報提供に関する課題

- 情報の入手について、5割以上の人が「入手できていない」と回答しています。
- 充実すべき情報提供の方法として、インターネットやSNSの活用を求める声が増えている中、高齢者や障がいのある人等、発信情報を受け取ることが難しい人への対応もあわせて考えていく必要があります。

### (4) 地域活動等に関する課題

- 新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、地域活動や各種イベント等を中止もしくは規模の縮小をせざるを得ない状況が続きましたが、各活動の停滞が長期化しないよう、アフターコロナにおける対応策を考える必要があります。
- 地域活動への参加状況について、参加している割合が減少しています。主な理由として、「新型コロナウイルスの感染拡大の影響」という回答の割合が最も高くなっていますが、その他の課題として、周知不足が挙げられます。
- ボランティア活動に対する考えについて、「ボランティア活動はしたくない」という回答の割合が増加しており、啓発活動を行う等、活性化を図る必要があります。



- 地域活動等を担う人材の高齢化や人材不足が課題として挙げられ、地域の多様な人材の育成が必要となります。

## **(5) 福祉サービスに関する課題**

- 近年、少子高齢化、生産年齢人口の減少が進行し、福祉ニーズが多様化・複雑化している中、誰もがそのニーズにあった支援を受けられる支援体制の整備が必要となります。
- 高齢者や障がい者が、安心して在宅生活を送れるサービスの充実が求められています。また、子育てや高齢者・障がい者の介護等のサービスを安心して利用できるよう、福祉サービスの充実が求められています。

## **(6) 生活環境に関する課題**

- 近年の自然災害の発生状況から、災害に対する市民の意識は高まっており、地域で困っている世帯にできることについて、約4割の人が「災害時の手助け」と回答しています。また反対に、回答者自身が困っている時に地域にお願いしたい援助についても、4割以上の人が「災害時の手助け」と回答しており、地域における災害時の対応を検討しておく必要があります。
- 災害時に住民同士が協力し合うために必要なことについて、4割以上の人が「災害時に自力で避難することが困難な人の支援計画を地域のみんなで考える」と回答しています。避難行動要支援者に対し、個別の避難計画の策定とその情報共有が求められています。
- 高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人は増加傾向となっています。認知症高齢者や障がいのある人等、自分で判断することが難しい人について、財産管理や日常生活上の援助等、権利擁護に関する支援や相談に対応した安心できる生活環境の整備が求められています。
- 新型コロナウイルスの感染拡大は、日常生活のあらゆる場面にも影響を与えています。地域の人との交流機会が減少する中、地域力の低下を防ぐためにも、アフターコロナにおける地域福祉のあり方を検討していく必要があります。

## 第3章 計画の考え方

### 1 計画の基本理念

さくら市は、第2次さくら市総合計画において市の将来都市像を、「安心して暮らせ、地域・ひと・ものを結ぶ、魅力いっぱいのまちー健康・里山・桜の小都市ー」とし、この将来都市像の実現を図るための後期基本計画の政策「福祉の充実と安心の社会保障」の中に、施策「助け合いと支え合いの地域福祉」を位置付けました。

国全体で人口減少が進む中、さくら市の人口はおおむね横ばい状態が続いています。しかし、年齢構成を見ると、徐々に高齢者の総人口に占める割合が拡大しており、令和3年4月時点では4人に1人以上が65歳以上の高齢者です。市民アンケート結果にも、地域の人が協力して取り組んでいくことが必要と思う問題として、「ひとり暮らし高齢者などへの支援」という回答が最も高い結果となり、市民の関心の高さが示されました。

少子高齢化や核家族化の急速な進行のほか、ライフスタイルや価値観の多様化等の社会構造の変化により、地域では様々な生活課題や複雑化・複合化した課題に直面することになりました。課題の解決には、自分や家族の力で解決を図る「自助」、友人や隣近所、ボランティア等が地域の中で協力して解決し合う「互助」、介護保険に代表される社会保険制度及びサービスである「共助」、そして行政や公的機関の福祉サービスでの解決「公助」がありますが、市民が中心となって地域の力で生活課題を解決する「互助」の推進をはじめ、複雑化・複合化した課題に対応するため、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」のそれぞれの強みを活かし、協力・連携した包括的な支援の充実が求められています。

「第3次さくら市地域福祉計画」は、第2次計画の更なる推進を図るとともに、人と人、人と社会がつながり支え合う地域共生社会を実現するため、以下に示す理念のもと、引き続き地域住民が互いに支え合い、暮らしに温かさを感じられるまちを目指します。

#### 第3次さくら市地域福祉計画の基本理念

**市民自らが共に手を取り、共に生きるまちづくり**

## 2 計画の基本目標

---

基本理念の実現を目指すために、以下の4つの基本目標を計画の柱として設定し、地域福祉社会の形成を進めます。

### 基本目標 1 市民がつくる福祉のまち

---

「福祉は人なり」という言葉があるように、福祉活動を推進するためには、人づくりがなにより大切です。地域福祉を推進する基盤となる市民の福祉意識の向上を図り、福祉が風土となるまちづくりを進めます。

### 基本目標 2 誰もが支援を受けられるまち

---

福祉サービスをはじめ、誰もがニーズに合った支援を受けられるよう、サービスについての情報が適切に提供され、身近なところで相談ができることが求められています。そうした市民の期待に応える包括的な支援体制の整備を推進します。

### 基本目標 3 地域で支え合うまち

---

地域福祉の担い手である市民、地域の団体、ボランティア団体、社会福祉協議会、福祉関係の事業者等の連携強化を進め、地域全体に支え合いが広がるまちの実現を図ります。

### 基本目標 4 暮らしに安心を感じられるまち

---

地域住民が主体となった防犯・防災活動を支援するとともに、再犯防止や権利擁護の推進を図り、全ての市民が安心して生活できるまちづくりを推進します。

### 3 施策の体系

**基本理念** 市民自らが共に手を取り、共に生きるまちづくり

#### 【基本目標1】市民がつくる福祉のまち

▼基本施策

▼施策の方向性

1 互いを思い合うところづくり

①地域福祉の普及啓発

2 多様な世代が集う機会・仕組みづくり

①福祉イベント等の開催  
②集いの場の充実

3 地域活動の推進

①見守り活動の推進  
②民生委員児童委員活動の推進  
③さくら市社会福祉協議会活動の推進  
④地域を担う人づくり

#### 【基本目標2】誰もが支援を受けられるまち

▼基本施策

▼施策の方向性

1 包括的な相談支援の推進

①身近な相談機会の充実  
②包括的な相談支援の充実  
③相談のネットワークの充実  
④生活困窮世帯対策の充実  
⑤アウトリーチによる支援の充実

2 誰もが情報を得られる環境づくり

①情報提供体制の充実  
②当事者団体等の活動情報の提供

#### 【基本目標3】地域で支え合うまち

▼基本施策

▼施策の方向性

1 地域ぐるみの活動の推進

①市民との協働事業の促進  
②ボランティア活動の推進  
③地域の特性を生かした福祉活動の推進

2 地域ニーズに応じた支援サービスづくり

①細かなニーズに対応する支援体制の整備  
②福祉サービス等の向上

3 社会参加支援の推進

①地域の社会資源等を活かした参加支援の推進

#### 【基本目標4】暮らしに安心を感じられるまち

▼基本施策

▼施策の方向性

1 災害時等緊急時の備えと対応

①災害時等要支援者支援活動の推進  
②地域における防災活動の普及

2 交通安全・防犯・再犯防止の推進

①交通安全意識の普及  
②地域ぐるみ防犯活動の推進  
③再犯防止の推進

3 移動の利便性と安全性の向上

①公共交通の充実  
②移動の安全性の向上

4 住みやすいまちづくり

①ユニバーサルデザインの普及  
②住宅確保要配慮者のための環境づくり

5 権利擁護の推進

①権利擁護のための支援の充実

## 第 2 部 各論

# 第1章 基本目標の実現に向けた施策の展開

## 基本目標1 市民がつくる福祉のまち

### ■ 現状 ■

第2次さくら市総合計画においては、地域福祉に対する施策の目指す姿として「市民が互いに助け合い、支え合いながら地域で福祉活動が展開されています」と規定されており、そのための基本事業として「地域福祉の理解促進」、「地域での福祉活動の推進」、「見守り活動・相談体制の充実」が挙げられています。

さくら市では、市民の地域福祉への理解促進を図るため、広報紙やホームページ等により地域福祉に関する情報の提供を進めています。

地域福祉活動の推進においては、区長会や民生委員児童委員協議会連合会の事務局として、行政区長や民生委員児童委員の活動を支援するとともに、行政区長や民生委員児童委員の協力を得て、地域の福祉ニーズの把握に努めています。

さらに、地域の住民主体の支え合い活動を支援し、生活に困っている方を地域で支える取組を広げています。

また、さくら市社会福祉協議会では、広報紙の発行、シンボルキャラクターの活用、福祉講演会の開催、共同募金活動等により福祉意識の普及啓発等を実施しているほか、福祉にかかわる団体の集いと活動の普及の機会として、「さくら市福祉まつり」を開催しています。

高齢者を対象とした通いの場等、行政区で行う福祉事業に対しては、さくら市社会福祉協議会が支援をしています。

### ■ 課題 ■

意識調査では、近所付き合いについて、平成28年の調査結果と比較してより希薄化が進んでいることが示されている一方で、地域の人との関わり方については、約6割の人が「いざという時のためにも、隣近所を中心とした助け合いや付き合いを大切にしたい」という考えを持っています。また、困っている時に地域にお願いしたい援助については、「災害時の手助け」や「安否確認の声かけ」が上位に挙げられています。

災害時の手助けや安否確認の声かけ等、隣近所を中心とした助け合いについては、地域の人と人とのつながりや思いやりを持った行動が重要となります。そのため、地域福祉の普及啓発によって、市民の福祉意識の醸成を図り、互いを思い合うところづくりを進めるとともに、地域での交流の機会を設け、つながりを持てる環境を整備することで、助け合いの仕組みづくりを進めます。

なお、地域での活動においては、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策を講じるとともに、新しい手法も検討しながら、活動の推進を図る必要があります。

## ■ ■ ■ 基本施策 ■ ■ ■

### (1) 互いを思い合うところづくり

#### ① 地域福祉の普及啓発

##### <私たちの役割やところがけ>

- 家族の絆を大切にします。
- 地域福祉に関する情報に関心を持ち、家族や地域で話し合いをします。
- 日常生活の中で、地域福祉や福祉活動の大切さを考えます。

##### <社会福祉協議会が取り組むこと>

- 社会福祉協議会の広報紙やホームページ、SNS等を活用してあらゆる年代に届きやすい情報提供を進め、市民の地域福祉についての普及啓発を図ります。

##### <市が取り組むこと>

- 市の広報紙やホームページ等を活用し、地域福祉に関する情報提供を進め、市民の地域福祉についての普及啓発を図ります。
- 福祉について学習できる機会を増加し、児童から成人まで成長段階に応じた知識の習得を推進します。

### (2) 多様な世代が集う機会・仕組みづくり

#### ① 福祉イベント等の開催

##### <私たちの役割やところがけ>

- 福祉まつりや、社会福祉法人等の主催するイベントの意義や楽しさについてよく知り、身近な人を誘って参加します。

##### <社会福祉協議会・社会福祉法人等が取り組むこと>

- 福祉まつり等、市民が地域福祉に関心をもてるイベントを開催します。
- 集合形式による開催方法を検討するほか、事業規模が縮小しないよう新たな団体に参加を呼びかけます。

##### <市が取り組むこと>

- 市民の福祉意識の高揚と福祉関係団体の活動の促進及び普及を図るため、福祉まつり等の福祉イベントの開催を促進します。
- 高齢者、障がい者、児童が積極的に参加できる開催方法を検討します。

## ②集いの場の充実

### <私たちの役割やこころがけ>

- 近所の人を誘い合っ集いの場に参加します。
- 悩みや困りごとの解決方法等の情報を、お互いに交換します。
- 地域で独自にできる活動等について、地域で話し合っ実現していきます。

### <社会福祉協議会・社会福祉法人・ボランティア団体等が取り組むこと>

- 地域の通いの場等の運営を援助します。
- 集いの場を運営する人材や移動手段の確保を支援することで、集いの場の発展を目指します。
- 福祉施設を交流スペースとして開放します。

### <市が取り組むこと>

- 行政区の公民館等を活用した身近な地域での通いの場を推進するほか、常設型居場所の設置も支援し、高齢者、障がい者、児童が地域社会とのつながりを持てる環境を整備します。
- 世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備し、誰もが社会とつながれる居場所づくりを推進していきます。

## (3) 地域活動の推進

### ①見守り活動の推進

#### <私たちの役割やこころがけ>

- 地域で暮らす方々を把握します。
- ひとり暮らしの方に、声をかけるようにします。
- 近所で支援を必要とする人の見守り活動に協力し、困った時には民生委員児童委員、行政区長に知らせます。

#### <社会福祉協議会が取り組むこと>

- これまでの対面での活動に加え、新たな活動方法を検討し、活動の拡充を図ります。

#### <市が取り組むこと>

- 高齢者や障がい者、子育て世帯等、日常生活に支援が必要な人を早期発見する事で、必要な支援につなげられるよう、関係機関と協力して見守り活動を推進します。
- 隣近所による地域での見守り活動についても活発にします。

### ②民生委員児童委員活動の推進

#### <私たちの役割やこころがけ>

- 地域の民生委員児童委員が誰かを把握します。
- 地域を担当する民生委員児童委員との交流を持ちます。
- 地域全体で民生委員児童委員の活動を理解し、協力します。



#### <社会福祉協議会が取り組むこと>

- 市と協力して民生委員児童委員の活動を支援します。

#### <市が取り組むこと>

- 地域福祉の中心となる民生委員児童委員の活動を支援します。
- 民生委員児童委員の資質の向上のため、研修等の充実を図ります。
- 民生委員児童委員の活動を周知します。

### ③ さくら市社会福祉協議会活動の推進

#### <私たちの役割やところがけ>

- 社会福祉協議会の役割や場所、活動内容を理解します。
- 社会福祉協議会の事業に参加し協力します。
- 市民のニーズを社会福祉協議会に伝えます。

#### <社会福祉協議会が取り組むこと>

- 市内の地域福祉を充実させるための事業を行います。
- 市民のニーズに対応しながら多様な事業を行うことで、より多くの方の福祉に対する意識向上を図ります。
- 市の地域福祉に関する施策の実施に協力します。

#### <市が取り組むこと>

- 地域の福祉活動の中核を担う社会福祉協議会の活動を推進するため、各種事業の実施における連携・協力を進めます。

### ④ 地域を担う人づくり

#### <私たちの役割やところがけ>

- 地域で開催される講演会や学習会に、積極的に参加します。
- ボランティア養成講座等に、積極的に参加します。
- 身近なボランティア活動に、積極的に参加します。
- 「心のバリアフリー」を意識し、人権を大切にします。

#### <社会福祉協議会が取り組むこと>

- 福祉に対する意識向上のため、アフターコロナの開催方法について検討しながら、福祉講演会や学習会を充実します。
- 福祉に関する情報収集、情報提供を行います。

#### <市が取り組むこと>

- 福祉意識を高めるため、心のバリアフリーや人権を尊重する意識について学ぶ機会の充実を図ります。
- ボランティア活動への新たな参加者の確保、ボランティア団体の活動継続への支援等を進めるため市民活動支援センターを活動の拠点とし、さらに社会福祉協議会と連携しボランティア講座・講習会の開催、団体活動の情報提供等を進め、ボランティア活動を推進します。

## 基本目標 2 誰もが支援を受けられるまち

---

### ■ 現状 ■

近年、高齢者や障がい者、子育て世帯をはじめとする地域のニーズが多様化する中、8050問題や社会的孤立、生活困窮等、課題も複雑化・複合化しています。

そのような社会情勢の中、さくら市では、属性や世代を問わない様々な困りごとや悩みごと等の相談を包括的に受け付け、解決に向けた支援をする窓口としての役割を担う地域共生センターを設置しています。

また、専門的な課題の解決に対応できる支援機関として、高齢者やその家族を対象とした地域包括支援センター、障がい者を対象とした基幹相談支援センター、障害者虐待防止センターや障がい者相談支援センター、子育て世帯を対象とした地域子育て支援センターや子育て世代包括支援センターを設置しています。

地域においては、民生委員児童委員や社会福祉協議会等による相談活動が行われています。

### ■ 課題 ■

意識調査では、生活の中で困ったことについての相談先として、「家族・親族」や「知人・友人」が上位に挙げられる一方で、各分野における相談窓口相談しているという割合は低く、相談先が「わからない」と回答した人も1割未満ではあるものの、一定数いることがわかります。また、福祉を充実していくうえで、さくら市が優先して取り組むべき施策としては、約5割の人が「身近なところでの相談窓口の充実」を望んでおり、最もニーズの高い項目となっています。なお、同様の設問において、「保健福祉に関する情報提供や案内の充実」と回答した人は約3割と、上位に挙げられており、実際の情報の入手状況としては、約5割の人が「入手できていない」と回答しています。

今後、少子高齢化の更なる進行をはじめとした社会情勢の変化により、地域が抱える課題やニーズがより複雑化・複合化することが考えられる中、地域で生活する誰もが支援を受けられるよう、包括的な相談支援の推進と情報提供の充実を図る必要があります。

## ■ ■ ■ 基本施策 ■ ■ ■

### (1) 包括的な相談支援の推進

#### ① 身近な相談機会の充実

##### <私たちの役割やところがけ>

- 日頃から、相談できる人や場所を考えておきます。
- 困りごとがある時は、気軽に民生委員児童委員等に相談します。

##### <社会福祉協議会が取り組むこと>

- 地域共生センターをはじめ、関係機関・民生委員児童委員と連携をとりながら相談体制の強化を図ります。
- 社会福祉協議会でやっている相談活動の周知を進めます。

##### <市が取り組むこと>

- 各種の相談活動を推進するとともに、地域における相談機会の充実を図ります。
- 各種の相談活動の情報提供を進めます。

#### ② 包括的な相談支援の充実

##### <私たちの役割やところがけ>

- 専門的な相談ができる窓口を把握します。
- 知り合いの人が困っている時には、窓口を紹介します。
- 難しい相談をしたい時には、専門的な機関に相談します。

##### <相談機関が取り組むこと>

- 市民が相談の窓口を知る事ができるよう、業務内容のPRを行います。
- 相談内容の専門性に対応できるよう、相談員のスキルアップを図ります。

##### <市が取り組むこと>

- 専門的な課題に対応するため、高齢者、障がい者、児童、生活困窮者等、各分野の相談員等の相談活動の充実を図ります。
- 相談者の属性・世代・相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供等を実施します。
- 相談支援体制の充実を図るため、各分野の会議・活動を推進します。

#### ③ 相談のネットワークの充実

##### <私たちの役割やところがけ>

- 介護や福祉サービスについての相談先、相談機関を把握します。
- 虐待やDVについての相談先、相談機関を把握します。
- 地域で虐待等の異変に気がついた時には、相談窓口へ連絡します。
- 心のケアが必要と思われる人には、相談できる場があることを伝えます。

#### <相談機関が取り組むこと>

- 各機関間で交流を深め、情報の共有や、連携した対応が取りやすくなるよう努めます。

#### <市が取り組むこと>

- 児童、高齢者、障がい者への虐待等の相談への対応、自殺の防止や心の悩みの相談への対応を迅速に進めるため、各専門的な相談機関の連携を強化します。
- 関係機関の連携を深め、児童・障がい者・高齢者の制度の間で支援が途切れない体制を強化し、包括的な相談支援体制を構築します。
- 単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化したニーズや課題に対し、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、連携の円滑化を進めます。

### ④生活困窮世帯対策の充実

#### <私たちの役割やところがけ>

- 生活に困窮したときは、市や社会福祉協議会、民生委員児童委員へ相談します。
- NPO団体や、ボランティア活動等に参加して支援します。
- 生活保護制度、生活困窮者自立支援制度への理解を深めます。

#### <社会福祉協議会・民生委員児童委員・NPO団体等が取り組むこと>

- 食料等支援体制を整備します。
- こども食堂の設置を推進します。
- 社会福祉協議会は、各種貸付金や交付金を有効活用して、一時的に資金が必要な方を援助します。

#### <市が取り組むこと>

- 生活保護制度、生活困窮者自立支援制度に関し、市民の理解が深まるよう努めるとともに、制度の利用が推進されるよう、多様な相談機関との連携のもと、支援を必要とする方への積極的な働きかけを行います。
- 生活に困窮した相談者の自立を促すための支援プランを作成し、相談者に寄り添ったきめ細やかな支援をします。
- 住居を喪失した方又は住居喪失の恐れのある方への住居確保給付金の支給や就労支援を行います。
- 貧困の世代間連鎖を防ぐために、生活困窮世帯の中学生を対象とした学習支援等を行い、継続的に自立した生活が送れるよう支援します。
- 経済的理由により就学が困難な方へは、就学援助制度や奨学金制度を活用し支援します。
- 生活保護を必要とする方がその利用をためらうことがないよう、制度の適切な運用に努めるとともに、生活保護利用者の自立に向けた支援をします。

### ⑤アウトリーチによる支援の充実

#### <私たちの役割やところがけ>

- 困りごとを抱える人や気になる人がいたら、地域で活動する福祉団体や専門職と情報共有します。
- 気になる世帯に対して、地域の人が協力して見守り、声かけを進めます。

#### <社会福祉協議会が取り組むこと>

○地域や相談者のもとへ積極的に出向き、住民の困りごとが解決に向かうよう支援します。

#### <市が取り組むこと>

- アウトリーチや支援のネットワークを活用し、複数分野にまたがる複雑化・複合化した課題を抱える方を支援します。
- 各種会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者をみつけるとともに、継続的な支援を実施するため、働きかけを行います。

## (2) 誰もが情報を得られる環境づくり

### ① 情報提供体制の充実

#### <私たちの役割やところがけ>

- 広報紙や回覧板、ホームページやSNSの地域福祉に関する情報について確認します。
- 入手した情報について、地域の人と話をして共有します。

#### <社会福祉協議会が取り組むこと>

○より多くの方へ情報が届くよう広報紙、ホームページ、新聞、SNSを活用し、情報提供を進めます。

#### <市が取り組むこと>

○福祉情報の提供を進めるため、市の広報紙やホームページ等、対象者や内容に合わせたメディアを活用し、分かりやすい情報発信を行います。

### ② 当事者団体等の活動情報の提供

#### <私たちの役割やところがけ>

- 地域で活動している障がい者団体や認知症の方とその家族の会等の団体等について、理解を深めます。
- 身近にある障がい者施設や高齢者施設等のイベントに参加します。

#### <社会福祉協議会・当事者団体が取り組むこと>

- 社会福祉協議会は、当事者団体の運営・活動を支援します。
- 当事者団体は、会員の増加や団体活動発展のため、アフターコロナの事業実施を検討しながら、親睦・交流の機会を作ります。
- 当事者団体は、地域への理解促進に努めます。

#### <市が取り組むこと>

- 障がい者(児)や認知症の方、ひきこもりの方及びその家族等の地域生活を支援するため、当事者団体等の活動状況の情報提供を進めます。
- 障がい者(児)や認知症の方、ひきこもりの方及びその家族等の交流活動の支援に努めます。

## 基本目標3 地域で支え合うまち

---

### ■ 現状 ■

---

さくら市では、近年、市民との協働事業が増加し、様々な能力や知識を持つ市民が公益的な活動を行っています。

また、市民活動の場や交流の場の提供、市民活動に関する情報の収集・提供、講座・イベント等による市民活動の普及啓発等の機能を持った市民活動支援センターを設置しています。

社会福祉協議会を中心とした地域福祉ネットワーク会や、地区社協が各地域の福祉活動を進めているほか、ボランティア活動を促進するため講習会の開催やボランティア団体の活動支援をしています。

地域のために積極的に活動する市民がいる反面、行政区加入率は平成29年度が72.6%だったのに対し、令和3年度は68.8%と減少しており、地域の活力が低下する恐れがあります。

### ■ 課題 ■

---

意識調査では、約7割の人がボランティアに対して積極的な回答をしているのに対し、少数ではあるものの、1割を超える人が「ボランティア活動はしたくない」と回答しており、前回調査結果と比較すると、5.7ポイント増加しています。また、福祉を充実していくうえで、さくら市が優先して取り組むべき施策としては、4割を超える人が「高齢者や障がい者が安心して在宅生活を送れるサービスの充実」と回答しており、高齢者も障がいのある方も、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる体制づくりが求められています。子育てや高齢者・障がい者の介護等のサービスを安心して利用するために充実すべきことについては、「福祉サービス（制度外の福祉サービス等）の充実」を求める声が増えています。

今後は、多様化する地域のニーズに応じた支援体制の整備を推進するとともに、地域全体で支え合えるよう、ボランティア活動の促進や行政区加入率の低下を抑えるための取組が必要となります。

## ■ ■ ■ 基本施策 ■

### (1) 地域ぐるみの活動の推進

#### ① 市民との協働事業の促進

##### <私たちの役割やところがけ>

- 経験を生かして、社会貢献活動をします。
- 市の施策・取組へ積極的に参加します。

##### <市が取り組むこと>

- 市民活動への支援や市の施策・取組への市民の参画の機会を促進します。

#### ② ボランティア活動の推進

##### <私たちの役割やところがけ>

- 興味や関心のあるボランティア講座・講習会に参加します。
- ボランティアへの関心が芽生えたら、関係機関に問い合わせます。
- ボランティア活動を、近隣の人と誘い合って実践します。

##### <社会福祉協議会が取り組むこと>

- アフターコロナの開催方法を検討し、ボランティア講座の充実を図ります。
- ボランティアセンターの整備及び機能の充実を図ります。

##### <市が取り組むこと>

- ボランティアの活動拠点である市民活動支援センターを中心に、社会福祉協議会と連携してボランティア講座・講習会の開催、団体活動の情報提供等を行い、ボランティア活動への新たな参加者の確保や、ボランティア団体の活動継続への支援等を進めます。

#### ③ 地域の特性を生かした福祉活動の推進

##### <私たちの役割やところがけ>

- 地域福祉ネットワーク会や地区社協の活動をはじめとする地域福祉活動に参加します。

##### <社会福祉協議会が取り組むこと>

- 地域や関係機関とのネットワークを強化し、地域福祉ネットワーク会の活動促進と地区社協の組織整備を進めます。

##### <市が取り組むこと>

- 地域福祉ネットワーク会や地区社協等の地域単位での福祉活動を推進します。

## (2) 地域ニーズに応じた支援サービスづくり

### ① 細かなニーズに対応する支援体制の整備

#### <私たちの役割やところがけ>

- 地域内で課題について話し合い、解決策を見つけます。
- 地域内では解決できない課題について、関係機関と相談します。

#### <社会福祉協議会が取り組むこと>

- 福祉ネットワーク会の活動促進と地区社協の組織整備を進め、地域の福祉課題やニーズの把握に努めます。
- 行政で取り組めない福祉サービスを提供します。

#### <市が取り組むこと>

- すべての人が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう細かなニーズに対応するため、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉の枠を越えて関係機関が連携し、福祉活動の実施体制の強化を進めます。

### ② 福祉サービス等の向上

#### <私たちの役割やところがけ>

- 地域でどんなサービスが提供されているか、いつも関心を持つようにします。
- サービスを利用するうえで不便な点があったら、改善を提案します。

#### <サービス提供事業者が取り組むこと>

- 市と協力して相談を受け、福祉サービス等の利用向上に取り組めます。

#### <市が取り組むこと>

- 福祉サービス利用者の要望に対応するため、サービス提供事業者間の連携を促進し、福祉サービス等の利用向上を図ります。



### (3) 社会参加支援の推進

#### ①地域の社会資源等を活かした参加支援の推進

##### <私たちの役割やこころがけ>

- 社会とのつながりを持つようこころがけます。
- 就労支援等の利用できるサービスについて、関心を持つようにします。

##### <社会福祉協議会が取り組むこと>

- 地域の活動団体と協力しながら、地域ぐるみで居場所づくりに取り組みます。

##### <市が取り組むこと>

- 各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できないニーズに対し、既存の社会資源の活用方法の拡充等を図り、社会とのつながり作りに向けた支援をします。
- 本人のニーズを踏まえた社会参加支援ができるよう、ニーズや課題等を丁寧に把握し、社会参加に向けた調整、マッチングを行います。
- マッチング後は、本人への定着支援と受け入れ先へのサポートを実施します。
- 住民主体の生活支援の取組を伴走的に支援します。

## 基本目標4 暮らしに安心を感じられるまち

### ■ 現状 ■

さくら市では、さくら市地域防災計画に基づいた災害時の避難対策として、避難所・避難場所を指定しています。避難生活において特別な支援が必要な方に対しては、社会福祉法人との協定に基づく福祉避難所を開設する（感染症の影響により社会福祉法人での福祉避難所の開設が困難な場合は、保健センター等を福祉避難所として開設する）とともに、災害福祉支援員の派遣を要請する等、配慮が必要な方への支援をします。

また、「さくら市災害時避難行動要支援者マニュアル」により、災害時に支援を必要とする方について、避難行動支援（個別）プランを作成して、関係者間で情報を共有しています。

さらに、災害時には行政の力のみでは対応に限界があるので、地域での防災に対する意識の向上を促し、地域コミュニティでの防災活動の活発化を図るため、自主防災組織の結成を促進する必要があります。

交通安全・防犯対策としては、防犯灯やカーブミラー等の交通安全施設の整備を進めています。そのほか、地域住民や団体の協力により、登下校時の児童・生徒の見守り活動が行われています。

また、歩行者や自転車が、安全に通行できる道路の整備を進める必要があります。

移動の支援については、地域内の移動の利便性を確保するため、路線バスの運行の助成並びにデマンド交通であるうのはな号、コンタ号及びつういんコンタ号の運行を行っています。

権利擁護については、多様な人権が尊重されるよう、男女共同参画等の啓発活動や判断能力が不十分な高齢者や障がい者に対応する成年後見制度の利用環境の整備を行っています。

### ■ 課題 ■

意識調査では、地域で協力して取り組んでいくことが必要と思う問題について、「火災予防や災害時の対応等の取り組み」や「犯罪防止の取り組み」が上位に挙げられています。また、災害時に住民同士が協力し合うために必要なことについては、「災害時に自力で避難することが困難な人の支援計画を地域のみで考える」や「地域での自主防災組織づくり」が上位に挙げられています。

地域で安心して暮らし続けるためには、災害時の対応や防犯対策をはじめ、生活上の危険な場面を見直し、対策を講じる必要があります。

また、高齢者や障がい者を取り巻く現状から、今後も成年後見制度の必要性が高まることが見込まれます。判断能力が不十分な高齢者や障がい者が、住み慣れた地域で尊厳を持ち生活ができるよう、成年後見制度について広く周知するとともに、更なる利用促進を図る必要があります。

## ■ ■ ■ 基本施策 ■

### (1) 災害時等緊急時の備えと対応

#### ① 災害時等要支援者支援活動の推進

##### <私たちの役割やところがけ>

- 日頃からのあいさつや地域行事への参加を通じて近所付き合いを深め、隣近所と災害時の話をします。
- 地域ぐるみで、避難の際に支援が必要な人への対応について話し合います。
- 避難場所を確認し、非常時持出品や非常時用備蓄品の準備をします。
- 避難情報を正しく把握し避難します。

##### <社会福祉協議会が取り組むこと>

- 災害ボランティアセンターの運営訓練を行い、体制の強化を図りながら、災害時に必要な機材等の備蓄を行います。

##### <市が取り組むこと>

- 災害時における要支援者への支援を迅速に行うため、日頃から要支援者の把握に努めます。
- 要支援者についての関係機関における情報の共有や情報の更新を行うとともに、日常的な見守り活動や助け合い活動、緊急対応に備えた役割分担と連絡体制づくり等を進め、要支援者への支援体制の強化を図ります。
- 個別避難計画の策定を促進します。
- 要配慮者利用施設における避難確保計画の策定を促進します。
- 災害時、早期の避難情報発令と適切な避難所の開設・運営に努めます。
- さくら市災害時避難行動要支援者マニュアルに基づく避難支援活動の普及を図ります。

#### ② 地域における防災活動の普及

##### <私たちの役割やところがけ>

- 地域の防災訓練に参加します。
- 災害ボランティアとして活動するために必要な講習会に参加します。
- 災害時には、積極的にボランティアとして活動します。
- 自主防災組織を結成し、地域での災害対策を整備します。

##### <自主防災組織が取り組むこと>

- 地域での防災知識の普及に努めます。
- 地域の災害危険箇所や、災害時に支援が必要な人を把握します。
- 地域での防災訓練を行います。
- 防災資機材の整備・点検を行います。
- 自主防災組織単位で地区防災計画を策定し、地域のリスクや災害への備えについて情報を共有します。

#### <社会福祉協議会が取り組むこと>

- 災害ボランティア養成講座を開催します。
- 減災運動会を開催する等、防災教育を推進します。

#### <市が取り組むこと>

- 市内各行政区における自主防災組織の設立及び自主的な防災訓練の実施を支援します。
- 社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアの養成や災害時のボランティア活動についての普及を図ります。

## (2) 交通安全・防犯・再犯防止の推進

### ①交通安全意識の普及

#### <私たちの役割やこころがけ>

- 交通安全教室等に参加し、交通ルールや交通マナーの理解を深めます。
- 家庭や地域、学校で機会があるたびに、交通安全について話し合います。
- 自転車を放置しない等、ルールやマナーを守ります。

#### <交通安全協会が取り組むこと>

- 関係機関団体と協力し交通安全運動等で、交通ルールや交通マナーの普及に努めます。
- 道路の安全確保に協力します。
- 通学時の児童の見守りに協力します。

#### <市が取り組むこと>

- 交通事故等を未然に防止するため、交通安全運動や交通安全教室等の開催により、自動車や自転車、歩行者の交通ルールや交通マナーの向上を図ります。

### ②地域ぐるみ防犯活動の推進

#### <私たちの役割やこころがけ>

- 地域の子どもたちの登下校の時間に合わせ、買い物やウォーキング等の外出をします。
- 家庭や地域、学校で機会があるたびに、防犯について話し合います。

#### <社会福祉協議会が取り組むこと>

- 地域福祉ネットワーク会や地区社協と連携し、登下校時の見守り活動を推進します。

#### <市が取り組むこと>

- 登下校時の安全確保を図るため、地域住民や団体との連携による防犯活動を推進します。
- 振り込め詐欺等の犯罪による被害を未然に防止するため、関係機関・団体と連携し啓発活動を進めます。
- 犯罪被害者等支援のため、犯罪被害に関する各種相談に応じるとともに、犯罪被害者等の現状や支援についての理解を深めるため啓発活動を行います。また、犯罪被害者等支援条例で定める犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族または重傷病・傷病を負った犯罪被害者に見舞金を支給します。

### ③再犯防止の推進

#### <私たちの役割やところがけ>

- 罪を犯した人等の生きづらさの背景を理解し、立ち直りをあたたかく見守ります。
- 地域の更生保護活動を理解し、支援します。

#### <当事者団体が取り組むこと>

- 罪を犯した人等の立ち直りを支援するため、就労相談や住まいの相談を行います。
- 「社会を明るくする運動」等を通じ、再犯防止に関する地域での理解を促進します。

#### <市が取り組むこと>

- 当事者団体や関係機関と連携し、再犯防止に対する取組を推進します。
- 地域生活の定着のために、住まいと就労の確保を支援します。
- 学校等と連携し、児童生徒の修学支援や非行防止のための取組を推進します。

## (3) 移動の利便性と安全性の向上

### ①公共交通の充実

#### <私たちの役割やところがけ>

- 移動で困っている人に、バスや乗合タクシー等の情報を伝えます。
- バスや乗合タクシーを積極的に利用します。

#### <市が取り組むこと>

- 高齢者や障がい者等の交通弱者の移動を支援するため、公共交通システムの見直しや利用できる地域の拡大を進めます。

### ②移動の安全性の向上

#### <私たちの役割やところがけ>

- 移動することに支援が必要な人に、移動の安全を確保するサービスについての情報を伝えます。

#### <市が取り組むこと>

- 移動に支援が必要な方の安全性を高めるため、福祉有償運送や障がい福祉サービスの同行援護等、移動支援に関するサービスの充実を図るとともに情報提供を進めます。

## (4) 住みやすいまちづくり

### ①ユニバーサルデザインの普及

#### <私たちの役割やこころがけ>

- 仕事の中で、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れられるよう、配慮します。
- ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたものの使いやすさを試してみます。
- 公共施設等は、誰もが気持ちよく利用できるよう、マナーを守って利用します。

#### <市が取り組むこと>

- 「年齢や性別、身体的能力等の違いにかかわらず、はじめから、できるかぎりすべての人が使いやすいように、製品や建物、空間をデザインする」というユニバーサルデザインの考え方について、市民及び事業者への普及を図ります。
- 公共施設の改修や更新の際は、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた整備に努めます。

### ②住宅確保要配慮者のための環境づくり

#### <私たちの役割やこころがけ>

- 困っているときは、市や社会福祉協議会、民生委員児童委員へ相談します。

#### <市が取り組むこと>

- 高齢者、障がい者、低所得者等の住宅確保が必要な方への支援として、県や民間事業者等と連携し、適切な管理や住まいの安定的な供給に努めます。
- 高齢者や障がい者等の多様なニーズに応じた住まいの確保や生活の安定に向けた支援を推進します。

## (5) 権利擁護の推進

### ① 権利擁護のための支援の充実

#### <私たちの役割やところがけ>

- お互いの人権を尊重し、思いやりを持って人と接します。
- 権利擁護や男女共同参画、人権等について関心を持ち、正しい知識と理解を深めます。
- 権利擁護等の支援が必要な人や虐待・DVが疑われる場合には、市や社会福祉協議会、民生委員児童委員に情報を伝えます。

#### <社会福祉協議会が取り組むこと>

- 判断能力が十分でない人等に対し、成年後見制度の利用に関する相談・支援をします。
- 成年後見制度等の周知を進めます。

#### <市が取り組むこと>

- 虐待・DV防止をはじめ、男女共同参画や人権に関する啓発活動を行い、様々な困難を抱える人への支援を実施します。
- 認知症高齢者や障がい者等の判断能力が十分でない人等に対し、地域で安心して日常生活が送れるよう、さくら市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、権利擁護の推進を図ります。

【第3章 さくら市成年後見制度利用促進基本計画 参照】

## 第2章 計画の実現に向けて

### 1 地域福祉の担い手

地域福祉は、市民をはじめとして地域に関わる様々な組織や団体が担い手となって推進されます。担い手とその期待される役割は以下のとおりです。

#### (1) 市民

地域社会の一員として、地域のことに自分たちの問題として関心を持ち、手を携えて地域の課題に取り組むこと。そのために、日頃からあいさつや身近な交流を通じてコミュニケーションを図り、困ったときに助け合える関係を築いていくことが必要です。

#### (2) 社会福祉協議会

社会福祉法により、地域福祉を推進するための中心的な役割を担う団体と位置付けられています。さくら市や関係機関・団体と連携しながら、市域全体の地域福祉活動をコーディネートするとともに、地域における福祉ニーズの把握や生活課題の解決に向けた取組を推進する役割があります。

#### (3) 民生委員児童委員

厚生労働大臣の委嘱を受けた民生委員児童委員は、地域福祉の最前線で、高齢者、障がい者、母子等に対する福祉サービスの紹介や相談活動、虐待の発見や通報、災害時等要支援者支援等、様々な活動に取り組んでいます。

また、行政等の関係機関と市民とのパイプ役や、身近な相談相手としてだけでなく、地域福祉活動推進役としても大きな期待が寄せられています。

#### (4) 行政区

行政区は、一定の地域に住む人たちが助け合いながら、住みやすい環境にしていくために協力して自主的な独自の取組を展開しています。

また、地域の見守り活動や災害時の協力体制等の地域活動においても、ますます大きな役割を担っていくことが期待されます。



## **(5) いきいきクラブ、PTA、子ども会育成会等**

いきいきクラブ（老人クラブ）、PTA、子ども会育成会等の地域の団体は、それぞれの目的の達成のために活動を展開しており、その活動は、地域コミュニティの活性化に大きく寄与するものです。

今後は、世代間交流等の推進により、地域でのコミュニケーションの場づくり等が期待されます。

## **(6) NPO・ボランティア団体等**

市民活動に対する市民の関心は高く、NPO・ボランティア団体等の各種活動も広がりを見せています。地域に根ざした活動はもとより、地域の枠にとらわれない地域福祉活動の担い手としても、大きな活躍が期待されています。

## **(7) 社会福祉法人等**

地域における社会福祉法人等は、その施設利用者への福祉サービスの提供とともに、地域への貢献の使命を帯びています。施設の一部を交流スペースとして地域へ開放することや、福祉避難所としての役割、さらに社会福祉事業及び公益事業を行うにあたり、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供することも責務とされています。

## **(8) 企業・商店等**

企業や商店等は、地域社会の一員として、地域における福祉ニーズを営業活動に結びつけた、有償・無償のサービスを提供することが求められています。また、高齢者や障がい者等の生きがいや社会参加意欲の創出のための雇用主としても期待されています。

## **(9) 行政**

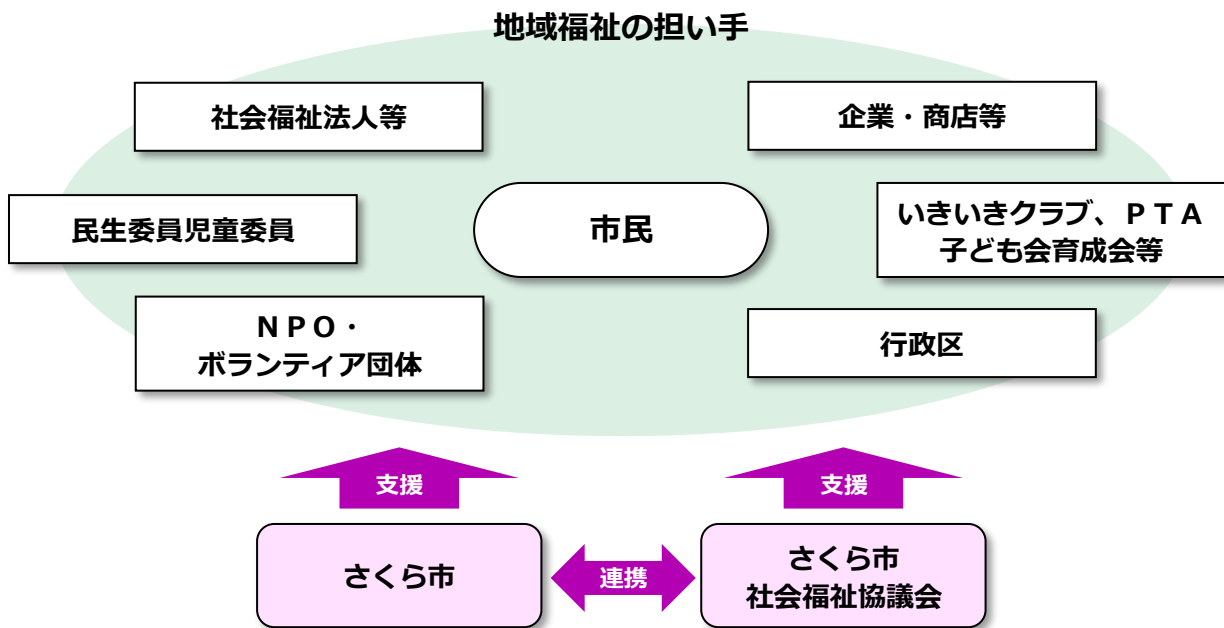
地域福祉計画の策定主体である行政は、市民に対する福祉の向上を目指し、効果的な福祉施策を効率的に推進する役割があります。そのために、市民、社会福祉協議会、NPO・ボランティア団体、福祉に関係する事業者等と相互に連携・協力しながら、情報の提供や地域における福祉活動を支援していきます。また、庁内においても福祉、保健、医療をはじめ、様々な部局との横断的な連携により、包括的な支援を推進していきます。

## 2 推進体制

### (1) 連携体制

地域福祉は、以下の図の通り、さくら市とさくら市社会福祉協議会が連携を保ちながら、市民を中心とした地域の担い手を支援することにより推進されていきます。

【連携体制のイメージ】



### (2) 計画の進捗状況の評価・検証

第3次さくら市地域福祉計画の効果的な展開を図るため、さくら市だけではなく市民の代表や関係機関の代表で構成するさくら市地域福祉計画策定委員会により、計画の推進・評価を行います。

## 第3章 さくら市成年後見制度利用促進基本計画

### 1 計画策定の背景

成年後見制度は、認知症・知的障がいその他の精神上的の障がいがあることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある方たちを支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されているとは言い難い状況です。

このため、平成28年5月には「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「促進法」という。）が施行され、全国の市町村においては、国が定めた「成年後見制度利用促進基本計画」を勘案して、その地域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定め、必要な体制の整備を講ずるよう努めることとされています。

このような背景から、さくら市成年後見制度利用促進基本計画（以下「市基本計画」という。）を策定します。

### 2 計画の位置づけ

市基本計画は、促進法第14条に規定する「当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置づけます。

また、地域共生社会の実現という目的に向け、判断能力が不十分な高齢者や障がい者の方が、住み慣れたこの地域で尊厳を持ち生活ができるよう、権利擁護のより一層の推進を図るため、第3次さくら市地域福祉計画と一体的に策定します。

### 3 計画期間

市基本計画の計画期間は、令和4年度から令和9年度までの6年間としています。

### 4 計画の策定

市基本計画の策定にあたっては、栃木県のアドバイザー支援事業を活用し、法律及び福祉の専門職である栃木県弁護士会、栃木県司法書士会（リーガルサポートとちぎ）、栃木県社会福祉士会（ぱあとなあとちぎ）の3士会、また、オブザーバーとして宇都宮家庭裁判所、栃木県、栃木県社会福祉協議会の参加のもと会議を開催しました。

- 第1回 令和3年6月23日
- 第2回 令和3年10月14日
- 第3回 令和4年2月

## 5 成年後見制度を取り巻く状況

さくら市の人口が今後減少することが見込まれる中、高齢者数・ひとり暮らし高齢者数については増加傾向にあります。高齢化率が高まるに伴い、要支援・要介護認定者数も増加傾向にあり、さらに認知症についても5人に1人の高齢者が発症すると言われています。また、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所有者数についても増加傾向にあります。

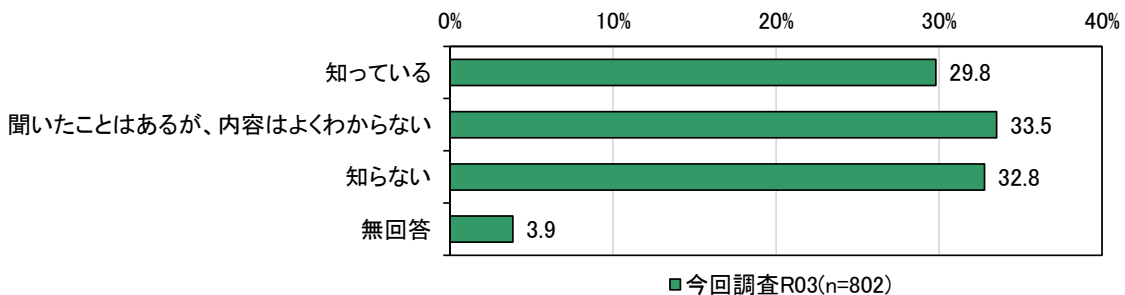
【計画12・13ページ、16・17ページ参照】

このような状況にあって成年後見制度は今後ますます必要性が高まる状況であり、さくら市においても、相談件数や市長申立て件数は年々増加していることから権利擁護支援の仕組みづくりが求められていました。

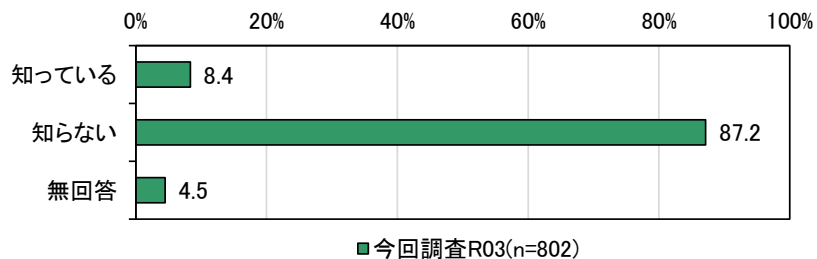
		平成30年度	令和元年度	令和2年度
相談件数	件	2	7	9
報酬助成件数	件	3	1	3
市長申立て件数	件	1	3	4

意識調査結果によると、「成年後見制度を知っている割合」は約30%、「成年後見制度の相談先を知っている割合」は約8%と共に低いことから、今後、制度を広く周知し理解度を高めるとともに、相談先が明確で安心して相談することができる体制を整備していく必要があります。

### ■ 成年後見制度の認知度



### ■ 成年後見制度の相談窓口の認知度



## 6 施策の展開

### (1) 中核機関の設置・中核機関の機能

権利擁護の支援や成年後見制度の利用を促進するため、制度に関する司令塔の機能（①広報②相談③利用促進④後見人支援等）を持つ中核機関（仮称）「さくら市成年後見センター」を令和4年度にさくら市高齢課内に設置し、さくら市直営により運営します。

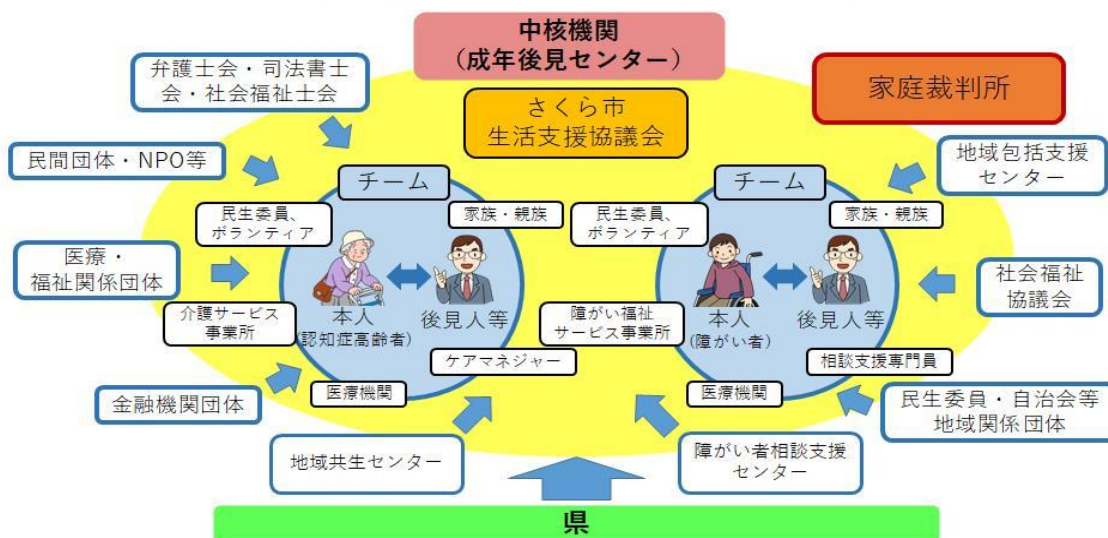
### (2) 地域連携ネットワークの推進

中核機関であるセンターを中心に、地域共生センター、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、障がい者相談支援センター、さくら市社会福祉協議会等の関係機関と連携し、支援を必要とする方が確実に相談に繋がるように地域におけるネットワーク体制を構築します。

ネットワークでの成年後見制度の利用等に関する取組にあたっては、中核機関を中心に個別ケース会議等を開催する等、今後の支援について家族や親族等の関係者や関係機関と「チーム」を形成して協議します。問題が複雑化・多様化した対応困難な事例や、専門的な判断・助言が必要な事例については、栃木県弁護士会、栃木県司法書士会（リーガルサポートとちぎ）、栃木県社会福祉士会（ばあととなあとちぎ）への相談や、オブザーバーである宇都宮家庭裁判所、栃木県、栃木県社会福祉協議会との連携を図ることにより、支援が必要な方にとって最善の支援となるよう努めます。

また、「さくら市生活支援協議会」における既存の保健・医療・介護・福祉の支援ネットワークを活用した地域におけるネットワーク体制を構築し、関係機関等との連携を強化することにより、住み慣れた地域で継続して生活することができる地域共生社会の実現を目指します。

地域連携ネットワーク（イメージ）



### **(3) 日常生活自立支援事業（あすてらす）・法人後見**

日常生活自立支援事業（とちぎ権利擁護センターあすてらす）は、現在、さくら市社会福祉協議会で実施しています。

また、法人後見についても令和4年度からさくら市社会福祉協議会において実施する予定であるため、日常生活自立支援事業から法人後見へのスムーズな移行や関係機関との連携強化に努めます。

### **(4) 市民後見人の育成・活躍支援**

成年後見制度の需要が高まる中、今後、さくら市において市民後見人を育成し、更なる担い手を確保することが求められています。市民後見人の育成については、国・県等の養成する機会に積極的に参加するとともに、専門職へ講師の派遣を依頼する等、新たな担い手の養成に取り組みます。

また、市民後見人が行うのにふさわしい事案の整理や、成年後見人としての選任以外の活躍の場の提供等、市民後見人が幅広い場面で活躍できるよう支援します。

## **7 計画の進行管理**

---

成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、仮称「さくら市成年後見制度利用促進協議会」を設置し、進行管理及び評価を行います。

協議会では、社会情勢や地域の実情を踏まえ、施策の充実や事業の見直しについての協議を継続して行い、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

## 資料編

# 1 さくら市地域福祉計画策定委員会設置要綱

令和3年5月27日告示第95号

さくら市地域福祉計画策定委員会設置要綱を次のように定め、告示の日から適用する。

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づくさくら市地域福祉計画(以下「計画」という。)の策定に当たり、必要な事項を検討するため、さくら市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 計画の推進及び進行管理に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する20人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 社会福祉関係団体から推薦を受けた者
- (3) 保健、医療、福祉及び教育関係機関から推薦を受けた者
- (4) 公募による者
- (5) 市の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議並びに委員長及び副委員長がともに欠けたときの会議は、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者に出席を求め、意見又は説明を聴取し、必要な資料の提出を求めることができる。



(幹事会)

第7条 委員会の所掌事務を補佐するため、委員会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長は、福祉課長をもって充てる。
- 4 幹事は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。
  - (1) 社会福祉関係団体から推薦を受けた者
  - (2) 保健、医療、福祉及び教育関係機関から推薦を受けた者
  - (3) 市の職員
  - (4) その他市長が必要と認める者
- 5 幹事会の会議は、必要に応じて幹事長が招集し、会務を総理する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(秘密保持)

第9条 委員会に関わる者は、職務上知り得た個人に関する情報を漏らしてはならない。その職を退いた後においても、同様とする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

## 2 第3次さくら市地域福祉計画策定委員名簿

	氏名	団体名・役職名
1	飯島 恵子	さくら市相談支援包括化推進員
2	小林 行雄	さくら市民生委員児童委員協議会連合会 会長
3	川渕 幸男	さくら市いきいきクラブ連合会 会長
4	濱口 浩志	ほんわかテラス
5	田中 耕一	さくら市社会福祉協議会 会長
6	北岡 伸一	さくら市地域包括支援センター エリム 社会福祉士
7	西村 脩平	さくら市障がい者支援センター ふれあい 相談支援専門員
8	津浦 幸夫	さくら市社会教育委員会 委員長
9	高橋 良子	栃木県矢板健康福祉センター 所長補佐(総括)兼保健衛生課長
10	森谷 景子	公募委員
11	鳥居 隆広	さくら市健康福祉部長
12	関 和久	さくら市総合政策部総合政策課長
13	永井 宏昌	さくら市健康福祉部こども政策課長
14	五江渕 賢一	さくら市区長会 理事
15	池谷 友夫	社会福祉士

委員長 小林 行雄  
副委員長 鳥居 隆広

### 3 第3次さくら市地域福祉計画策定委員会幹事会

	氏名	所属名・役職名
1	高柳 友彦	総合政策課プロジェクト推進係 副主幹兼係長
2	岡田 慎	総合政策課市民活躍推進係 副主幹兼係長
3	栗田 達	総務課危機管理係 係長
4	羽石 紀夫	生活環境課 課長補佐兼生活安心係長
5	柴山 晶子	福祉課障がい福祉係 係長
6	福富 英明	福祉課生活福祉係 係長
7	柴山 雅子	高齢課介護保険係 係長
8	宮野 直斗	高齢課地域包括ケア推進係 副主幹兼係長
9	西 重幸	高齢課見守り福祉係 主幹兼係長
10	田代 直也	こども政策課こども政策係 係長
11	大内 正枝	こども政策課 課長補佐兼家庭支援係長
12	高根 幸江	健康増進課保健予防係 副主幹兼係長
13	鈴木 由佳	健康増進課健康増進係
14	渡邊 和之	都市整備課建築係 副主幹兼係長
15	永井 聡行	学校教育課学校支援係 係長
16	齋藤 恒夫	生涯学習課生涯学習係 副主幹兼係長
17	江部 尚史	さくら市社会福祉協議会 総務係係長兼地域福祉係係長兼自立支援係長 兼日常生活自立支援専門員兼氏家福祉センター長
18	大東 由枝	福祉課社会福祉係 係長

幹事長 福祉課長 吉澤 佳哲

## 4 第3次さくら市地域福祉計画 策定経過

年月日	内容
令和3年6月16日～ 令和3年6月22日	第1回さくら市地域福祉計画策定委員会幹事会(書面開催) (1)計画の概要について (2)地域福祉に関する意識調査調査票案について
令和3年7月2日	第1回さくら市地域福祉計画策定委員会 (1)計画の概要について (2)地域福祉に関する意識調査調査票案について
令和3年7月30日～ 令和3年8月30日	地域福祉に関する意識調査の実施
令和3年10月14日～ 令和3年10月22日	第2回さくら市地域福祉計画策定委員会幹事会(書面開催) (1)地域福祉に関する意識調査結果について (2)第3次さくら市地域福祉計画素案(総論部分)について
令和3年11月2日	第2回さくら市地域福祉計画策定委員会 (1)地域福祉に関する意識調査結果について (2)第3次さくら市地域福祉計画素案(総論部分)について
令和3年12月9日～ 令和3年12月20日	第3回さくら市地域福祉計画策定委員会幹事会(書面開催) (1)第3次さくら市地域福祉計画素案(各論部分)について
令和4年1月7日	第3回さくら市地域福祉計画策定委員会 (1)第3次さくら市地域福祉計画素案(各論部分)について
令和4年1月11日	庁議 第3次さくら市地域福祉計画素案の審議
令和4年1月18日	議員全員協議会 第3次さくら市地域福祉計画素案の報告
令和4年1月31日～ 令和4年2月18日	パブリック・コメントの実施
令和4年3月〇日	第4回さくら市地域福祉計画策定委員会幹事会 (1)第3次さくら市地域福祉計画最終案について
令和4年3月〇日	第4回さくら市地域福祉計画策定委員会 (1)第3次さくら市地域福祉計画最終案について

## 5 さくら市の相談支援機関一覧

相談支援機関	内容
地域共生センター	内容を問わず様々な困りごとや悩みごとを受け止める相談窓口で、相談員である社会福祉士が問題解決に向けて様々な制度やサービスの調整、専門機関への橋渡しを行う。
市民活動支援センター	まちづくり、環境、教育、福祉、国際交流、文化、スポーツ等、あらゆる分野の公益的な市民活動を支援するための施設で、市民活動に関する情報や活動の場の提供、活動の普及・啓発、相談支援等を行う。
地域包括支援センター	地域の高齢者等が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、心身の健康の維持、保健・福祉・医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行う中核的機関。保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等が配置されている。
基幹相談支援センター	障がい者の相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とし、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関。
障害者虐待防止センター	障害者虐待防止法に基づき、養護者などから虐待を受けたと思われる障がい者を発見した場合の通報、届出をはじめ、虐待の防止、保護、相談等を行うとともに、支援、その他啓発活動等を実施するため設置される機関。
障がい者相談支援センター	障がい者が地域で安心して自立した生活が送れるような社会実現を目指し、ニーズに応じたサービス等利用計画の作成や、就労や日中活動についての相談支援活動を行う機関。
地域子育て支援センター	地域の子育て家庭に対する育児支援を目的とし、主に乳幼児の子どもと子どもを持つ親が交流を深めたり、育児相談、情報提供等を行う拠点のこと。
子育て世代包括支援センター	妊婦及び出産後の母子並びにその家族を対象に、保健師や助産師が妊娠・出産・育児に関する相談や関係機関との連絡調整等を行う拠点のこと。
ファミリー・サポート・センター	子育てのお手伝いをしたい人(提供会員)と、子育ての手助けをしてほしい人(利用会員)、利用会員として子どもを預かってもらうこともあるが、時には預かることも可能な人(両方会員)とで会を組織し、地域において会員同士で子育てを支援する相互援助活動のこと。

## 6 用語説明

あ行	
アウトリーチ	手を差し伸べることを意味する言葉で、援助が必要であるにもかかわらず、申し出をしない人に対して、公的機関等が積極的に働きかけて支援をすること。
SNS(エスエヌエス)	Social Networking Service(ソーシャルネットワーキングサービス)の頭文字をとったもので、WEB上で社会的交流を構築するためのサービス。
NPO(エヌピーオー)	Non Profit Organization(利益を分配しない組織)の頭文字をとったもので、民間非営利団体。
か行	
協働	市民がさくら市のまちづくりに参画し、行政と市民がそれぞれ適切に役割を分担し協力し合うこと。
権利擁護	全ての人の自己実現、自己決定を尊重し、権利を行使できるよう支援すること。
コミュニティ	自治、習慣、生産など深い結びつきを持つ共同体。地域社会。
さ行	
さくら市生活支援協議会	高齢者の生活支援及び介護予防等に関する情報の共有、地域における課題の抽出及び必要な支援体制の検討を行うために設置された協議会。
社会的孤立	家族や社会との関係が希薄で、他者との接触がほとんどない状態のこと。
社会福祉法	社会福祉事業法を平成 12 年に改正した法律。社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉の推進、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図ることを目的とする。
重層的支援体制整備事業	地域住民の複合的な課題を包括的に受け止め、適切に支援していくため、市町村による包括的な支援体制において、「属性を問わない相談支援」、社会とのつながりをつくるための「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行う事業。また、これら3つの支援をより一層効果的・円滑に実施するために、関係者の連携の円滑化を進める「多機関協働による支援」や支援が届いていない人に支援を届ける「アウトリーチ等を通じた継続的支援」も含め一体的に実施する。本事業は令和3年の改正社会福祉法において新たに創設された任意事業。
成年後見制度	認知症・知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が不十分な人が、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることのないように、財産管理や身上保護等について法的に保護し、支援する制度。
相談支援包括化推進員	地域で解決が困難な課題を一人で解決するのではなく、課題別に適切な関係者を招集する等、チームで解決に当たるための連携や調整の中心となる役割を果たす専門職。

た行	
男女共同参画	男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によってあらゆる分野の活動に参画し、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ共に責任を担うこと。
た行	
地域福祉ネットワーク会	旧氏家町で地域の高齢者を見守るために組織された。見守り活動に関する連絡調整を図っている。
地域包括ケアシステム	少子・高齢化が進む中においても、地域の実情に応じて、可能な限り住み慣れた地域で、高齢者一人ひとりが有する能力に応じた自立した生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、日常生活支援が包括的に提供される体制。
地区社協	旧喜連川町において行政区単位で組織されている団体。福祉活動を推進している。
同行援護	視覚障がいのある人の移動時及び外出先における必要な視覚的情報の支援(代筆・代読を含む)や援護、排せつ・食事等の介護、その他外出する際に必要となる援助を行うサービス。
な行	
日常生活自立支援事業(とちぎ権利擁護センターあすてらす)	栃木県社会福祉協議会を実施主体として行われている事業。事業内容は、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理・書類等の預かりサービスなど。事業対象者はこの事業の契約内容を判断できる程度に判断能力を有する軽度の認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等の方。
乗合タクシー	利用者の予約に応じて、自宅又は指定された場所から目的地まで送迎するもので、複数の利用者の乗合となる。
は行	
8050問題(はちまるごーまるもんだい)	80代(高齢)の親が50代(中高年)のひきこもる子どもと同居して経済的支援をする状態を表したもので、現代の社会問題となっている。
パブリックコメント	公的な機関が規則等の制定に先立ち、意見、情報、改善案など(コメント)を求める手続き。市民の意見を聴取し、その結果を反映させることにより、よりよい行政を目指すもの。
バリアフリー	自らの意志に基づく自由な行動を妨げる障壁(バリア)を、地域の中や施設、住宅、人の心から取り除き、誰もが近づきやすく利用しやすいものにする事。
ひきこもり	仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人と交流をほとんどせずに自宅にひきこもっている状態のこと。
避難行動要支援者	高齢者や障がい者など、災害発生時に自ら避難することが困難な人のこと。平成25年の災害対策基本法の改正により、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務付けられ、名簿は災害発生時の避難支援など実施する際の基礎とされる。
福祉有償運送	タクシー等の公共交通機関によっては要介護者、身体障がい者等に対する十分な輸送サービスが確保できないと認められる場合において、NPO法人等が自家用自動車を使用して、実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲の対価によって行う個別輸送サービス。

は行	
包括的支援体制整備事業	相談者の属性・世代・相談内容に関わらず包括的に受け止める相談窓口を整備するとともに、複雑化・複合化した内容については課題の解きほぐしや関係機関の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるネットワークを構築することにより、アウトリーチを含む早期の支援、本人・世帯を包括的に受け止め支える支援、本人を中心として本人の力を引き出す支援、信頼関係を基盤とした継続的な支援及び地域とのつながりや関係性づくりを行う支援を提供していく事業。
や行	
ユニバーサルデザイン	年齢、性別、国籍、身体的な能力などの違いにかかわらず、より多様な人々ができるだけ支障なく使えるように、道具や建物、環境、空間、まちづくりなどを最初からデザインするという考え方。